

# 令和8年 第1回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和8年1月23日(金)  
午後3時30分  
場 所 川口市教育委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 点 呼

### 3 前回会議録の承認

- (1) 第15回川口市教育委員会定例会会議録

### 4 教育長報告

- (1) 2月行事予定について — 1  
(2) 12月市議会定例会の概要について — 3  
(3) 小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について — 当日1  
(4) 川口市教育大綱(案)及び川口市教育振興基本計画(案)に係るパブリック・コメントの結果概要について — 95  
(5) 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について — 当日2  
(6) 横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について — 当日3  
(7) 川口市公民館運営審議会委員の解嘱について — 96  
(8) 川口市子ども読書活動推進計画(案)に係るパブリック・コメントの結果概要について — 97  
(9) 川口市子ども読書活動推進計画の改定について — 当日4  
(10) 令和7年度川口市優秀教職員表彰被表彰者について — 98  
(11) 卒業(園)式及び入学(園)式について — 99  
(12) いじめ根絶に向けた取り組み状況について — 当日5  
(13) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について — 当日6(秘)  
(14) 地域教育支援センターについて — 100  
(15) 令和7年度全国健康づくり推進学校表彰について — 101  
(16) 川口市学校給食運営審議会への諮問について — 102

### 5 協議事項

- (1) 3月市議会案件について — 当日7(秘)  
(2) 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(案)に係るパブリック・コメントの実施について — 104  
(3) 卒業(園)式における告辞等について — 当日8(秘)  
(4) 大貫海浜学園に代わる宿泊施設について — 105

### 6 議案の審議

- 議案第1号 川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて — 107  
議案第2号 専決処分の承認について — 当日9(秘)  
議案第3号 川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて — 108

### 7 その他

- (1) 令和8年川口市はたちの集い開催結果について — 109

### 8 閉 会

# 教育長報告（1）

## 令和8年2月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
1	日				
2	月		学校訪問	戸塚東小学校 根岸小学校	指導課
3	火	12:15	川口市教育委員会研究委嘱発表会	舟戸幼稚園	指導課
		12:45	川口市教育委員会研究委嘱発表会	舟戸小学校 南中学校	指導課
		14:00	第2回川口市立科学館運営審議会	SKIPシティ	科学館
4	水	10:00	市立学校教頭・副校長会議	2601会議室	学務課
		13:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
5	木				
6	金	13:00	令和7年度市町村教育委員会研究協議会	TKP新橋カンファレンス センター	教育総務課
7	土	10:00	不登校児童生徒支援事業「リガーレ」 (第3回保護者と共に不登校を考える会)	芝西中学校陽春分校	指導課
8	日	9:00	地区対抗スポレック大会	芝スポーツセンター	スポーツ課
9	月		学校訪問	南鳩ヶ谷小学校	指導課
			学力向上訪問	舟戸小学校 領家中学校	指導課
10	火				
11	水		建国記念の日		
12	木	9:30	川口ツーカーマーチ総務部会	2504会議室	スポーツ課
		10:00	月例校長協議会	2601会議室	学務課
		14:00	第7回南部教育長会議	浦和合同庁舎	教育総務課
13	金	9:00	高校入試願書受付	市立高等学校	市立高等学校
		11:00	令和7年度第3回川口市学校給食運営審議会	新郷東小学校	学校保健課
		14:15	川口市教育委員会研究委嘱発表会	鳩ヶ谷小学校・桜町小学校 ・鳩ヶ谷中学校	指導課
14	土		川口の図工美術まなび展（～1/23）	アートギャラリー アトリア	指導課
		9:30	埼玉県スポーツ推進委員協議会第2回研修会	東スポーツセンター	スポーツ課
15	日				

## 令和8年2月 行事予定表

日	曜日	時間	行事等	場所	主管課・機関
16	月	9:00	高校入試願書受付（～1/17）	市立高等学校	市立高等学校
17	火	13:00	川口市教育委員会研究委嘱発表会	朝日東小学校	指導課
18	水	9:00	高校入試志願先変更受付（～1/19）	市立高等学校	市立高等学校
19	木	10:00	市立学校長会議	オンライン(2503会議室)	学務課
		15:00	学校経営研修会	2601会議室	指導課
20	金	10:00	令和8年度第2回文化財保護審議会	2601B会議室	文化財課
		15:30	教育委員会定例会	教育委員会室	教育総務課
21	土				
22	日				
23	月		天皇誕生日		
24	火				
25	水		科学館休館日（館内整理日）	科学館	科学館
26	木		県公立高等学校入学者選抜 学力検査		
		8:45	高校入試学力検査	市立高等学校	市立高等学校
27	金		県公立高等学校入学者選抜 実技検査・面接		
		8:45	高校入試面接	市立高等学校	市立高等学校
28	土				
29	日				
30	月				
31	火				

## 1 2月市議会定例会の概要について

川 口 市 教 育 委 員 会



<p>9 部活動の地域展開と教員の関わり方について</p> <p>(1) 部活動の意義及び地域クラブ活動推進の必要性について</p>	<p>減少と少子化のさらなる進行に加え、学校施設の更新等が課題となる中、今後の学校再編を見据えた上で、新たな基準の設定や現行の統廃合等を検討するための基準を見直していくことが重要な視点と捉えている。</p> <p>また、改定の内容として、義務教育9年間を一貫して学ぶ義務教育学校の設置や公共施設との複合化に向けた考え方等も盛り込み、子どもたちにとってよりよい教育環境の提供を最優先とした学校再編の方向性を示すことができるよう検討を進めているところである。</p> <p>(市長)</p> <p>A 部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、技能の習得や向上のみならず、異なる学年の生徒との交流の中で、礼儀や責任感などを学ぶことのできる、生徒の人格形成にとって意義ある教育活動であると捉えている。</p> <p>一方で、市内中学校の部活動数は、少子化の影響を受け、近年減少傾向にあり、生徒の文化芸術活動やスポーツに親しむ機会は、徐々に失われつつある。</p> <p>こうした中、部活動は、中学校教員の多くが勤務時間外である休日にも指導にあたり、中には複数の部活動の顧問を掛け持ちするなど、教員の献身的な努力によって支えられている現状にある。</p> <p>本来、学び舎であり、学力向上に最重点を置くべき学校において、教員が、授業の準備や子どもたちと向き合う時間を確保し、学校教育の質の維持向上を図るとともに、近年増加傾向にある外国籍児童生徒や不登校児童生徒への対応など、教員が取り組まなければ</p>
--	---

<p>(2) 部活動に対する教員の意識について</p>	<p>ならない学校教育活動を、より充実させていくためには、教員の負担軽減は必要不可欠と考えている。</p> <p>部活動の地域展開は、指導を望む教員と、地域の指導者が一体となって子供達の活動を継続的に支えることができ、教員の負担軽減にもつながる有意義な取り組みであることから、大変重要かつ速やかに進めるべきものであると考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和6年度に実施した、部活動地域移行に関する中学校教員へのアンケート調査結果では、61%が「部活動の顧問としてやりがいや楽しさを感じている」と回答したが、51%が「今後は休日の部活動を指導したくない」と回答しており、部活動が教員にとって大きな負担になっていることが明らかになった。</p> <p>一方で、30%が「今後も休日に部活動指導をしたい」、23%が「地域クラブでの指導を希望する」と回答しており、教員が、地域クラブ活動における指導者として貴重な人材となり得ることも改めて確認できた。</p>
<p>10 学校施設開放事業の見直しについて</p> <p>(1) 検討の経緯について</p>	<p>(副教育長)</p> <p>A 学校の施設は、社会教育法上、学校教育上支障がないと認める限り、社会教育のための利用に供するよう努めることとされており、一般市民の利用については、これまで学校長の判断のもと、子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ活動や地域活動等に寄与する団体等に対し、無料で利用してきたところである。</p> <p>一方で、利用者の健康面での安全性を向上</p>

<p>(2) 影響と対応について</p> <p>(要望)</p> <p>今後も、より公平公正で安定的に事業の運用がなされるよう取り組んでいただきたい。</p> <p>板橋 博美 議員 (共産)</p> <p>7 教育の機会が保障される環境を</p> <p>(1) 川口市立高等学校定時制課程の生徒募集停止をやめ新入生の募集を継続すること</p>	<p>させることは、必要不可欠であることに加え、学校施設の統一的な利用制度の構築が求められていること、更には、近年の急激な物価高騰や施設の維持管理費等も高騰してきていることから、使用料を徴収したうえで、より公平公正で安定的な施設の運営を図るものとするものである。</p> <p>(副教育長)</p> <p>A 新たな学校施設開放事業については、学校の施設を安全・安心に利用してもらうため、中学校体育館の空調設備の利用も含め、すべての小・中学校で統一的な仕組みを構築するものである。</p> <p>このうち、当該事業の安定的な運用を図るための使用料の算定については、本市のスポーツ施設や公民館の使用料を参考に設定することにより、市内の他の施設との均衡も図られるものである。</p> <p>加えて、申請システムの導入などを想定しており、利用者の皆様の利便性の向上にも資するものとしていく考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校定時制課程については、開校以来、定員に対して生徒数が下回り続けていることなどから、総合学科としての教育を行うことが難しくなり、本来の趣旨が</p>
--	--



<p>(3) 恒久的に続く人材の育成をどう進めていくのか</p>	<p>る地域クラブ等団体の指導者を見込んでおり、この他にも、広く人材の確保を行うために、人材バンク制度の構築に取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今後、地域クラブ活動を統括する組織を設立する予定であり、指導にあたる人材に対しては、当該組織による研修を教育委員会と連携して実施することを考えている。</p> <p>加えて、各競技種目・分野の専門的な指導者資格の取得を関連組織にうながして推進に努める一方で、市独自の指導者資格制度の構築も検討するなど、安全・安心な活動が展開できるよう、人材の育成に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 拙速に進める理由は何か</p>	<p>(教育長)</p> <p>A 部活動の地域展開は、将来を見据えて全国的に進められている事業であり、文部科学省の調査によると、令和6年度時点で、全国の約2割の部活動がすでに地域クラブ活動として展開され、本市のみ他自治体に先行して実施しているものではない。</p> <p>本市においては、当初より、国・県の方針に則り、令和4年度に推進協議会を立ち上げ、継続的に協議を重ね、令和5年度から部活動の任意加入、令和6年度からモデル事業を開始するなど、段階的に準備を進めてきた。</p> <p>また、先行して展開している上尾市や新座市に加え、本市と同時期に展開する戸田市を含め、県南部地区の近隣自治体と常に連携をしながら進めているところである。</p>

<p>(5) 子供達や保護者の不安に対してどう受け止めるのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 子供達や保護者への対応については、各学校を通じてその周知に努める一方で、アンケート調査やタウンミーティングに加え、モデル事業の検証等を通して、何を不安に感じているのかなどをしっかりと受け止めた上で、安心して令和9年9月を迎えることができるよう、引き続き諸課題への対応を具体的にを行い、準備を進めていく。</p>
<p>(6) 活動の出来ない子供達の対応は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な理由で活動できない子供達への対応はどう考えているか</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 平日の活動については、今後も各学校の実情に応じて学校部活動を実施し、どの生徒も活動に参加できる体制を継続する。</p> <p>休日の地域クラブ活動については、経済的に困窮する世帯に対して、参加するための一定の支援が必要であると考えており、その内容については、今後、国が示す支援額等の目安を参考に、引き続き協議、検討していく。</p>
<p>(再質問)</p> <p>2(1)について、生徒アンケートの282種類の種目は多く、地域でも指導者の確保や配置する労力、場所の確保、予算などが困難ではないか。裏付けはあるのか。</p>	<p>(教育長)</p> <p>A このアンケート調査は、実際に設置するクラブを決定するためのものではなく、生徒のニーズを把握することを目的に実施したものであり、ニーズが非常に多様化していることが明らかになった。</p> <p>一方で、市内各中学校における部活動の設置種目は、平均約13種類であるところ、本年度、関連団体に実施したアンケート調査の結果では、生徒の活動に協力可能な種目は71種類あることから、より多様な選択肢が期待できるものと考えている。</p>

<p>(再質問)</p> <p>2 (4)について、国の動向を引き続き注視し、進めることが子どもたちや保護者のためになると考える。このような実態から、一呼吸おいてしっかり見通しがついてからじっくり考えるべきではないか。</p> <p>3 外国人の日本語指導と他の指導について</p> <p>(5) 就学時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に入る前に「日本の学校とは」ということを児童生徒も保護者も学ぶ場が必要ではないか</li> </ul> <p>6 川口市立高等学校附属中学校について</p> <p>(1) 募集対象拡大の意図は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集範囲を拡大した意図は何か</li> </ul>	<p>(教育長)</p> <p>A 生徒のニーズが多様化していることに加え、休日の指導を望む教員がいる反面、家庭の事情などにより難しい教員がいる現状もある。</p> <p>このような状況を受け、引き続き生徒の活動の場を確保するためには、可能な限り早期に部活動改革に着手し、令和13年度までの改革実行期間に、市が認定する地域クラブの数を更に増やしていくなど、時間をかけて段階を追った丁寧な対応をしたいと考えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 来日間もない外国籍児童生徒やその保護者が、学校に編入した当初において、生活環境の変化に戸惑い、日本の文化や教育などを理解しづらい状況にあることは認識している。また、児童生徒や家庭によって状況が異なることから、学校における支援をどのように行っていくかが課題となっている。こうしたことから、日本語指導を必要とする児童生徒の多い小中学校に対して、現状について聴き取りを行い、就学時も含めた統一的な対応の構築が急務であると考えている。</p> <p>今後も、関連する学校の意見を参考にしながら、児童生徒が学校生活を円滑に始められるよう、検討していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 附属中学校生の進学先である川口市立高等学校では、県内全域からの募集を行い、全県の様々な地域で育った生徒が共に活動</p>
--	---

<p>(2) 募集人員はどのように考えているのか</p> <p>(3) 市民への説明はどのようにしているのか</p> <p>・市外への流出の歯止めにならないことを市民へどう説明するのか</p>	<p>する中で、多様な人間関係を築いている。</p> <p>また、関東地区の政令市を除く区立・市立の中高一貫校において、市外からの受験を認めていないのは、本市の附属中学校のみである。</p> <p>こうしたことから、中高一貫6年間を同一集団で学ぶ附属中学校生の学校生活の充実を鑑みた場合、より幅広い人間関係の中で切磋琢磨することで、学習意欲の向上などの効果が期待できることから、募集区域を拡大したものである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 募集人員については、80名から110名へと増員した。</p> <p>このことにより、クラス数増加に伴う教員の配当人数が増員され、非常勤講師に頼らず、配当された教員によって全ての教科の授業が実施可能となるなど、学校の教育力向上において大きな効果があるものと捉えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 附属中学校の入学者選考における変更点等については、学校ホームページでの周知や、複数回の学校説明会、募集要項説明会を通して、児童・保護者へ丁寧に説明を行ってきた。</p> <p>また、入学者選考においては市内在住の志願者に対して一定の優先枠が設定されていることから、市内在住の生徒数が必ずしも減少するものではないと見込んでいる。</p> <p>今後も、市民のニーズに応えるとともに、質の高い教育活動を展開し、その成果を、授業研究会や研修等を通じて市内の小中学校に還元することで、リーディング校としての</p>
--	--

<p>(再質問)</p> <p>6 (1)について、中高一貫校は市外からの受験を認めなければいけない規定があるのか。県内全域に募集拡大を図ることは市民のニーズや期待に逆行するのではないか。</p> <p>杉本 佳代 議員 (自民)</p> <p>1 3 施設マネジメントと統廃合について</p> <p>(1) 本市の学校数の状況と適正規模・適正配置の進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積あたりの公立学校数の他市との比較と検討の進捗について</li> </ul> <p>(2) 義務教育学校という選択肢について</p>	<p>役割を果たすことができるよう、学校運営や教育活動を支援していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 中高一貫校に関連する規程等に位置付けはないが、教員は県の予算に基づく県費職員であることに加え、高等学校の通学区域との整合性を図る観点からも、今回の募集人員を増やすタイミングで、総合的に判断したものである。</p> <p>(教育長)</p> <p>A 面積あたりの公立学校数については、本市をはじめ年少人口が多い都市圏の自治体ほど市の面積に対する学校数は多い傾向が見られる。</p> <p>そのような中、本市については今後の児童生徒数の推計等の観点から、学校数の整理が必要であると判断し、適正規模・適正配置を進めている状況である。</p> <p>また、適正規模・適正配置の進捗については、これまでの検討状況を踏まえ、令和8年3月に基本方針を改定した後、学校再編計画の公表は半年程度早めた令和9年9月を目指すとともに、学校再編の開始時期を当初計画から1年程度早め令和12年4月から実施できるよう取り組みを加速化させる考えである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 義務教育学校の設置については、義務教育9年間の系統性を確保した教育課程を編</p>
---	--

<p>牛嶋 宏一 議員（公明）</p> <p>1 1 教育について</p> <p>(1) 部活動の地域展開に関する課題と対応方針について</p> <p>ア 部活動とクラブチームの今後の在り方について</p>	<p>成することにより、多様な人間関係の構築や中1ギャップの解消などが期待できるものと捉え、本市が目指す学校の在り方や学校再編の方向性の一つに加える必要があるものと認識している。</p> <p>そのため、今後の学校再編を見据え、現在令和8年3月に公表を予定している適正規模・適正配置基本方針改定版に、義務教育学校の設置に向けた考え方や新たな基準を盛り込む考えである。</p> <p>（教育長）</p> <p>A これまで多くの部活動では、大会やコンクール等で上位を目指すことを共通の目標として活動が行われ、その過程で生徒の心身の成長が図られてきた。</p> <p>一方で、今後地域クラブ活動を推進することで、これまでのような目標に加え、「レクリエーションとして楽しみながら活動する」ことや、「複数の種目に同時に参加する」など、新たな価値観のもと、生徒が活動を選択する幅を広げ、より多様な活動を通じた自己実現が可能となる。</p> <p>これらのことから、本市においては、令和9年9月の新人戦終了後を目途に休日の部活動を原則廃止し、地域クラブ活動として展開する方針であり、部活動は平日の学校教育活動として引き続き実施する予定である。</p> <p>また、休日の地域クラブ活動については、市の支援する新たな地域クラブや、中学生の活動に協力してくださる地域クラブ等の団</p>
---	---

<p>イ 大会時の所属について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が、部活動から出場するのか、クラブから出場することになるのか</li> </ul>	<p>体により生徒の活動を支えていただくことになるが、より多様で充実した活動が実現できるよう、市が主体となって支えていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 大会出場時の所属については、基本的には生徒自身が選択することとなるが、生徒が不利益を被ることがないように、今後、その規程等について、中学校体育連盟や各競技の代表者等と検討を進めていく。</p>
<p>ウ 平日と土日の環境変化の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日と休日の指導方針等環境変化の影響についてどう考えているか</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 休日の地域クラブ活動において、教員以外のより専門的な指導者から指導を受けることは、生徒の視野を広げ、有意義な活動につながるものと捉えている。</p> <p>一方で、平日の部活動と同じ指導者から指導を受けたいと考える生徒も一定数いることが見込まれることから、指導を望む教員が指導の中心となる、新たなクラブの設立についても、その必要性について検討を進めているところである。</p>
<p>エ クラブチーム化への保護者の理解促進について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 保護者をはじめとした市民への周知・理解促進として、11月に、本市の今後の方向性をまとめた保護者用リーフレットを配布し、今後、市内各中学校で実施される新入生保護者説明会において、リーフレットの解説動画を上映する予定である。</p> <p>また、本年度より、市民向けの説明会として、オンライン参加も可能な「地域ミーティング」を定期的を開催し、更なる理解促進を進めているところである。</p>

<p>オ クラブチーム化による教員の働き方改革へ与える影響について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 休日の地域クラブ活動においては、教員も指導者として見込んでいるが、あくまで指導を希望する者のみとすることから、教員のやりがいと負担軽減の両立につながるものと考えている。</p>
<p>カ 教員が監督を務める場合の教育委員会の責任と指導体制について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教員が地域クラブの指導者として指導にあたる場合、所属する地域クラブや、地域クラブを統括する組織の責任・指導の元、一定の研修実施後に指導にあたる予定である。</p> <p>一方で、教員には、学校の勤務時間以外でも、身分上の義務、責任があり、教育委員会にも管理責任が生じることから、統括組織の研修内容や指導体制については、教育委員会も連携していく。</p>
<p>幡野 茂 議員 (公明)</p> <p>5 公立小中学校の水泳授業について</p> <p>(4) 今後の方向性について</p> <p>・民間プール施設の活用、学校間の協同利用など、本市水泳授業の今後の方向性について</p>	<p>(市長)</p> <p>A 私は、子どもたちが安全で楽しく水泳授業に取り組めるよう、各学校のプール施設を状況に応じて、積極的に改築、設置してきた。</p> <p>一方で、昨今の水泳の授業や学校プール施設を取り巻く現状から、これまでの1学校1プールを継続することは難しいのではないかと考えているところである。</p> <p>また、水泳の授業についても、自校プールが使用できない場合には、議員指摘の民間のスイミングスクールを活用するなどの新しい授業の形が考えられる中、全ての学校で同じ手法による授業の実施は困難であるとい</p>



<p>菅野 静華 議員 (青嵐)</p> <p>2 部活動の地域との連携について</p> <p>(1) 責任主体としての教育委員会の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域展開が進んでも、指導者の最終的な責任は、教育委員会が負うという原則を一貫して堅持するのか</li> </ul> <p>(2) 現場の判断を尊重した柔軟な運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の部活動について、学校が現行のままの部活動運営を希望した場合、地域展開を強制しない柔軟な運用を認めるのか。</li> </ul>	<p>団体の確保やモデル事業の実施など、具体的な準備を進めているところである。</p> <p>この取組は、単に部活動を廃止して地域に任せようとするものではなく、今後の少子化の進展に伴い、部活動を維持することが困難になっても、子ども達が地域で自分のやりたい活動ができるようにするとともに、指導を望む教員の活動についても併せて仕組を構築するものである。</p> <p>今後も、教員のやりがいと負担軽減を両立し、子ども、教員、そして地域全体が、笑顔と活気にあふれる活動となるよう、着実に推進していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 地域クラブ活動における指導については、活動単位である各地域クラブや、地域クラブを統括する組織の責任の下、実施されるものである。</p> <p>しかしながら、教員には学校の勤務時間以外においても、身分上の義務、責任があることから、教員の総合的な管理責任は、教育委員会にもあるものである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 部活動の地域展開は、生徒が地域でスポーツや文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保するとともに、教員の負担軽減にも資する取り組みである。</p> <p>生徒のより幅広い活動の実現と、教員の心身の健康を守る視点からも、勤務時間外にあたる休日の部活動については、令和9年9月を目途に、市内全ての中学校において原則廃</p>
--	---

<p>(再質問)</p> <p>2(2)について、本市は令和9年9月の一律移行をどのように位置付けているのか。学校の状況や部活動の成熟度に応じた調整を、どのような考え方で進めていくのか、その方針を聞かせてほしい。</p>	<p>止し、地域クラブ活動への展開を進めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和9年9月を目途に休日の地域クラブ活動を推進することは、本市の全ての生徒に、地域における継続的な活動機会を公平に確保することを目的としていることから、原則、市内で統一して進めることとしている。</p>
--	---

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(教育総務課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>7 市内小中学校のトイレ等の修繕について</p> <p>(1) 洋式トイレ設置の進捗率は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の過去3年間の進捗率</li> </ul> <p>(2) 市内小中学校のトイレの状況把握と対応はどのようになっているのか</p> <p>(3) 改修工事が進まない理由は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの改修工事が進まない理由</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A トイレの洋式化率については、令和5年度当初で、小学校57.7%、中学校58.8%、令和6年度当初で、小学校58.5%、中学校59.8%、令和7年度当初で、小学校62.6%、中学校67.9%となっている。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A トイレの状況については、毎年各小中学校に施設整備に関する要望の調査を実施しているほか、現況を確認するため直接学校に赴くなど、日頃から学校と連絡を密にし、その把握に努めている。</p> <p>状況を確認した後、予算の範囲内で実施可能な修繕であるか、改めて予算の確保が必要となる改修工事であるか見極め対応している。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 学校施設については、校舎の長寿命化を図るための屋上防水や外壁塗装、給排水設備の工事などを同時に進めていること、また、長期の休み期間を中心に工事を実施していることから、小中学校一斉にトイレの改修工事を進めることは難しい状況である。</p>

<p>(4) 学校施設のより良い環境づくりについて</p>	<p>(市長)</p> <p>A 学校は、学びの場であるとともに、児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であることから、学校における教育環境を強化する必要性を強く感じ、市長就任直後の「川口の元気づくり政策宣言30」の中で、小中学校の普通教室へのエアコン設置を掲げ、積極的に整備してきた。</p> <p>併せて、全てのこどもが共に学び成長できる、誰もが過ごしやすい学校施設となるようスロープの設置やトイレの洋式化なども実施してきた。</p> <p>今後も、川口の宝であります児童生徒の学習環境のさらなる充実を目指し、引き続き学校施設の整備にスピード感を持って取り組んでいく。トイレ以外の雨漏り等の修繕も早急に取り組んでいく。</p>
<p>(5) 早急に改善する策は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの改修工事を早急に進める策は</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>洋式トイレの設置率を100%目指していただきたい。</p>	<p>(市長)</p> <p>A 学校トイレの洋式化については、老朽化した洋式トイレへの部分改修を実施し、その数を増やしている。</p> <p>しかしながら、工事を進めるためには、財源確保が必要であることから、国の地方に対する財政措置や補助金制度を活用できるよう、また、活用できなくても一般会計からもくりだすなどの対応をしていく。</p>

<p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>1 1 教育について</p> <p>(2) 中学校普通教室のエアコン清掃について</p> <p>・市として専門業者に委託し、定期的な保守点検をしてほしい。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 中学校普通教室のエアコンについては、リース契約で設置したが、契約の内容に清掃が含まれていないことから、これまで学校要望を受け、内部の洗浄やフィルター清掃など、適宜対応してきた。</p> <p>今後は、フィルター清掃を含めた保守点検を専門業者に委託することにより、エアコンの適切な管理に努めていく。</p>
<p>幡野 茂 議員 (公明)</p> <p>5 公立小中学校の水泳授業について</p> <p>(1) 築30年を超えるプール施設の数について</p> <p>(2) プール施設の現状について</p> <p>イ 令和6年度の修繕及び工事費用について</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 小中学校のプールは、その多くが昭和40年代から50年代にかけて建設されており、築30年を超えるプールについては小学校が52校中35校、中学校が27校中19校である。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A プールの修繕料については、小学校31校で約1,415万円、中学校14校で約1,020万円、工事費については、小学校6校で約2億2,000万円、中学校4校で約3億9,000万円である。</p>
<p>ウ プール施設の更新費用について</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 更新費用については、令和5年度から6年度の2カ年で実施した芝東中学校では、実施設計委託、解体工事、改築工事費用の合計で約3億4,000万円、同様に神根中学校では、約2億8,000万円である。</p>

<p>益田 みなみ 議員（自民）</p> <p>6 教育について</p> <p>(5) 小中学校の普通教室におけるエアコンの維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコンがしっかり稼働できるよう、メンテナンス計画等を考えるべき</li> </ul>	<p>（市長）</p> <p>A 私は、就任直後、小中学校普通教室にエアコンを設置し、あわせて、機器の性能を維持するためエアコン内部洗浄やフィルター清掃、部品交換など、適宜対応してきた。</p> <p>導入当時は3,000教室すべてにエアコンを設置したところであるが、年数が経てば機能低下は当然である。しかしながら、議員指摘のエアコンメンテナンスには財源確保が必要であり、全校で定期的を実施することは非常に難しい状況である。</p> <p>今後は、定期的なフィルター清掃を含めた保守点検を実施することで、エアコンを適切に管理し、川口の子どもたちの良好な教育環境が保たれるよう、一層取り組んでいく。</p>
--	--

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(生涯学習課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>板橋 博美 議員 (共産)</p> <p>7 教育の機会が保障される環境を                      (3) 地域住民の学びを保障する公民館へ</p> <p>ア 社会教育を保障する公民館の使用料は無料にすること</p> <p>イ 社会教育主事の増員を</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 使用料については、本市の「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に示されているとおり、「受益者負担の原則」に基づき、行政サービスの提供に必要な経費について、受益者にご負担いただくものである。</p> <p>公民館についても、光熱水費や修繕費など、施設の維持管理に必要な経費があることから、使用料を無料にすることは考えていない。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 社会教育主事として配置するためには、国の実施する資格講習の受講に加え、一定の実務経験年数も必要であることから、育成に多くの時間を要している。</p> <p>また、定期的に職員の異動もあることから、資格取得者の確保には大変苦慮しているところである。</p> <p>今後は、講習の受講者数を増やすなど、社会教育主事の増員を図っていきたいと考えている。</p>

<p>杉本 佳代 議員 (自民)</p> <p>13 施設マネジメントと統廃合について</p> <p>(3) 今後の公民館等の統廃合について</p> <p>・統廃合における経費削減について</p>	<p>(市長)</p> <p>A これまで私は、幸栄公民館と幸町小学校、上青木公民館と上青木西保育所の複合化や、西川口公民館と横曽根公民館の集約化などの事業を、国庫補助金や地方交付税措置のある市債を活用して実施することにより、財政負担の軽減を図りながら、施設総量の適正化を進めてきたところである。</p> <p>公民館等の統廃合については、人件費や維持管理費が削減されるなど、効率的な運営に資するものと考えることから、各施設の利用状況や地域の人口動向など、総合的に勘案し、これからの公民館等の適正配置について、慎重に検討するよう担当部局に指示したところである。</p>
<p>荻野 梓 議員 (自民)</p> <p>7 みんなが集まる南平公民館・南平文化会館について</p> <p>(3) 木育を通じたこどもの学び・育ちの充実と地域の賑わい創出について</p> <p>イ 建替えに際しての木材利用の考え方</p> <p>・南平公民館・南平文化会館の建て替えの際、県産木材を利用することについて</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A これまで建替えを行った領家公民館や鳩ヶ谷公民館など、また、現在建設している横曽根公民館においては、「川口市市有施設の木造化・木質化等に関する方針」に基づき、利用者に安らぎや、ぬくもりを感じていただけるよう、県産木材を利用している。</p> <p>南平公民館・南平文化会館においても、将来建替えを行う際には、県産木材の利用に努めていきたいと考えている。</p>

<p>池田 けい 議員（維新）</p> <p>6 公民館の使用料改定と今後の在り方について</p> <p>(1) 利用率への影響に対する取り組みについて</p>	<p>（教育総務部長）</p> <p>A 条例改正案における公民館の使用料は、他の同規模の中核市などと比較しても、引き続き低い水準を維持しており、利用率への影響は限定的なものであると考えている。</p> <p>公民館は、地域の交流や誰もが気軽に集える学習の場として重要な役割を果たしていることから、今後も公民館事業の積極的な情報発信やオンライン講座の充実を図り、若年層や現役世代の方々を含めた新たな利用者の確保に努めるなど、利用率の向上に取り組んでいく。</p>
--	---

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(文化財課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>芝崎 正太 議員 (公明)</p> <p>3 平凡な日常の平和への感謝についてについて</p> <p>(1) 寄贈を受けた16ミリフィルムの活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16ミリフィルムを記録の伝承として公開する事について</li> </ul> <p>杉本 佳代 議員 (自民)</p> <p>4 関東の拠点 武州赤山</p> <p>(1) 赤山陣屋開設400周年イベントの支援を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係者が主催するイベントへ川口市も協力してはかがか</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 寄贈を受けた16ミリフィルムは、手榴弾の製造過程を記録した音声のない映像のみのフィルムで、女性が手榴弾の検品作業をする様子などが記録されている。これは、一般の人々も戦争に関わらざるを得なかった、昭和7年当時の川口市の状況を示す資料として貴重なものである。</p> <p>今後、フィルムの公開などその活用については、工場関係者に確認の上、検討していく。</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 伊奈氏は、江戸幕府の関八州代官頭として、江戸時代初期から中期にかけて、赤山陣屋を拠点に治水工事により人々を水害から守るとともに、新田開発の推進により米の収穫高を上げたほか、街道整備、千住大橋や両国橋建設等の大事業を行い、現在の関東発展の礎を築いた、郷土を代表する一族である。</p> <p>この伊奈氏が拠点を築いた赤山陣屋開設400周年に向けたイベント等に対しては、市としてどのような支援ができるのか、地域の関係者の方々と協議しながら検討していく。</p>

<p>(2) 赤山陣屋跡に博物館を ・今後の博物館構想をどうすべきと考 えるか</p>	<p>(市長)</p> <p>A 川口市の博物館については、昭和63年に郷土資料館開設準備会議からの提言を受け、平成3年に策定された「赤山城陣屋跡整備基本構想」において、同地に博物館と歴史公園を建設する構想となっている。</p> <p>現在、本市の歴史や文化財等の保存・活用を担う、文化財センター「郷土資料館」は、老朽化が進み、バリアフリーにも対応しておらず、保管場所が少ないなどの課題があることから、まずは、当施設の更新が必要であると考えている。</p> <p>博物館は、郷土愛を育み、川口の文化や産業遺産を紹介することで、地域の魅力を発信する拠点にもなることから、今後の博物館構想については、赤山歴史自然公園内にある「歴史自然資料館」の在り方も含め、改めて検討していく。</p>
<p>(3) 新井宿駅前茅葺屋根民家の移築 について ・新井宿駅前の茅葺屋根の民家を何ら かの方法で残すことはできないか</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 議員指摘の民家については、茅葺き屋根を残す伝統的な建物であることから、令和5年に本市の文化財保護審議会委員に依頼し、調査を行っている。</p> <p>調査の結果、この民家は明治7年に建てられ、外観は古民家の趣は残すものの、基礎や部材、建具等は平成に入り改修を行っていることがわかり、本市の文化財としての指定には至らなかった。</p> <p>このことから、移築などによる保存は難しいものと考えているが、調査記録の公開などにより、民家の歴史を後世に残す方法について検討していく。</p>

<p>1 1 重要文化財旧田中家住宅の耐震化工事の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧田中家住宅の耐震化に係るこれまでの予算と、耐震化に要する事業費の概要・整備手法など今後の予定について</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>重要文化財に指定されていることから、しっかりと管理していくことを要望する。</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 耐震補強に係る費用につきましては、これまでに約3億6,000万円、今後さらに、約33億円の支出を見込み、国庫補助金として総額約12億円を受け入れる予定である。</p> <p>整備の手法については、文化財としての価値を棄損しないよう、経年劣化箇所の復旧や部材の交換、屋根の荷重軽減の工事などのほか、増改築を重ねて複雑な構造となった建物の一部は、解体後、既存の部材を生かして再建築する予定である。</p> <p>そのため工事には時間を要し、着工から約10年を見込んでいる。旧田中家住宅は本市で唯一の国指定重要文化財であり、市民の皆様の貴重な財産であることから、引続き適切に保存していく。</p>
---	--

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(中央図書館)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>芝崎 正太 議員 (公明)</p> <p>4 川口市立映像・情報メディアセンターの将来ビジョンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の貸出し以外を直営にするなど、将来の活用方法を検討すべきではないか</li> </ul> <p>益田 みなみ 議員 (自民)</p> <p>1 子どもたちが過ごしやすい図書館を目指すことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子や子どもたちが気兼ねなく来館できる図書館を</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(教育総務部長)</p> <p>A 平成18年度に開設した映像・情報メディアセンターは、平成21年度から指定管理者制度を導入し、施設の貸出しのほか民間事業者の特性を活かした特色ある事業を実施している。</p> <p>議員提案の直営とすることについては、映像や情報に特化した事業の実施や、映像音響機器についての専門的知識を有する職員の確保など、課題があるものと考えているが、利用状況や市民ニーズなどを踏まえ、運営方法も含めた施設のあり方について総合的に検討していきたい。</p> <p>(市長)</p> <p>A 私は、近年、情報化社会の進展により、子どもたちの生活環境にいろいろな変化がもたらされ、子どもの読書離れが進んでいることを大変憂慮していることから、子どもたちと保護者が気軽に市内の図書館を利用できるよう、読書環境の整備と読書意欲を向上させる施策を推進しているところである。</p> <p>議員指摘のとおり、図書館の利用上のマナーをお願いするにあたり、誤解を招くような表現があり、来館を躊躇してしまう方がいたものと考えている。</p> <p>このことから、今後は市ホームページや館内掲示のほか、親子で来館された方に直接声</p>

	<p>をかけることなどにより、わかりやすくご案内を行うとともに、他市の先進事例を参考にしながら、子どもたちが過ごしやすい図書館となるよう、より良い朗読環境の整備に取り組んでいく。</p>
--	---

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 (スポーツ課)	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>杉本 佳代 議員 (自民)</p> <p>14 (仮称)神根総合運動公園の事業区域について</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(市長)</p> <p>A (仮称)神根総合運動公園は、従来の北スポーツセンター及び神根運動場の区域を中心に、16.3ヘクタールを事業区域として整備を進めている。</p> <p>北中学校の移転も含めた事業区域の拡張については、現在、市内小中学校の適正規模・適正配置の検討も進められているところであり、今後の学校再編に併せて検討するものと考えているところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、まずは、令和9年7月の埼玉県屋内50メートル水泳場と併せた全体供用開始を目指し、現在の事業区域での整備を確実に進めていきたいと考えている。</p>
<p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>12 (仮称)神根総合運動公園の整備について</p> <p>(1) 工事の進捗と完成時期について</p>	<p>(教育総務部長)</p> <p>A 本市が進めている、北スポーツセンター及び神根西公民館の改築工事については、建物の杭打ち工事が完了し、まもなく地上部分の工事に着手するところであり、屋外運動施設についても、雨水貯留施設整備工事をはじめ、園路整備工事等、順調に進んでいるところである。</p> <p>引き続き、令和9年7月の埼玉県屋内50メートル水泳場と併せた全体供用開始を目</p>

<p>(2) 賑わいの創出について</p> <p>ア 敷地内の賑わい創出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツイベントに合わせた賑わいの創出について</li> </ul>	<p>指して整備を進めていきたいと考えている。</p> <p>(市長)</p> <p>A 埼玉県屋内50メートル水泳場で開催される大規模大会では、全国から多くの選手や関係者が来場されることが想定される。</p> <p>本市としては、(仮称)神根総合運動公園内でのキッチンカー出店など、大会主催者等からの要望に応じることができるよう、手続き等について、現在、検討しているところである。</p> <p>今後は、大会の開催に併せた賑わいの創出が可能となるよう、埼玉県や関係機関と協議を進めていきたいと考えている。</p>
<p>今田 真美 議員 (新風)</p> <p>4 トイレ数の男女格差是正にむけた配慮について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツセンター、公民館、学校などにおける男女の利用状況を踏まえた配慮について</li> </ul>	<p>(市長)</p> <p>A 私はこれまで、避難所機能の強化や衛生面の観点から、マンホールトイレの整備や学校施設のトイレを洋式化するなど、トイレ環境の整備に取り組んできた。</p> <p>議員指摘の女子トイレの便器数が少ないことにより、トイレの待ち時間など、男女で利用環境の格差が生じていることは認識しているところである。</p> <p>現在、建設中の北スポーツセンターについては、施設の規模や利用形態を考慮し、基準よりも多くのトイレを設置し、女性トイレの洗面台を、男性トイレより多く設置するなど、実情に配慮した設計を行なったところである。今後、スポーツセンター、公民館、学校などの建替えの際には、施設の用途や規模、利用形態等に応じたトイレの設置について配慮していきたいと考えている。</p>

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(庶務課)
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>芝崎 正太 議員 (公明)</p> <p>1 1 奨学金の返済について ・滞納者への初期段階のアプローチの工夫や伴走型で返済を推進することについての本市の考え</p> <p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>3 多文化共生について (2) 外国人への日本語教育支援について イ 学校における日本語翻訳機の導入について ・中学校に学校配当予算があるにもか</p>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(市長)</p> <p>A 奨学金制度については、経済的理由や家庭の事情等で進学が困難な子どもたちの修学機会の確保に限らず、将来の経済的自立という側面もあると認識している。</p> <p>私は、川口市の若い世代のみなさんに対して、奨学金を活用して安心して学べる環境を整えることは、卒業後に地域で活躍できる人材を育成することにも繋がり、地域経済の活力にも影響を及ぼすものと考えている。</p> <p>奨学金の返済は長期間となることから、奨学金利用者それぞれの実情に応じ、返済開始時期の猶予や、返済期限の延期など、柔軟に対応をしている。返済をしなくてよいとは考えていない。</p> <p>引き続き、子どもたちが未来に希望をもって活躍できる地域社会の実現に向けて、継続的な支援に取り組んでいく。</p> <p>(市長)</p> <p>A 本市は、外国人住民が多く、学校においても、多様な言語的背景を持つ児童生徒や、その保護者との円滑な意思疎通が課題とな</p>	

<p>かわらず、教員が自己負担で購入しているケースが見られる状況を踏まえた市としての考え</p> <p>幡野 茂 議員（公明）</p> <p>5 公立小中学校の水泳授業について</p> <p>(2) プール施設の現状について</p> <p>ア 1校当たりの年間経常経費について</p>	<p>っている。</p> <p>本市では、さまざまな児童生徒が安心して通学できる環境を整えるため、日本語翻訳機を含む必要な備品の購入を進めている。</p> <p>私は、教育上必要な備品等については、公費による購入が原則であると認識しており、日本語翻訳機の購入の際にも、学校配当予算を活用するよう教育委員会を通じて各学校に周知するとともに、必要な台数の購入が困難な場合には、学校の要望を真摯に受け止め、必要性に応じた支援を行っている。</p> <p>今後も、本市の教育環境が言語的背景を問わず、全ての児童生徒にとって安心して学べる場所となるよう、学校への支援に取り組んでいく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 上下水道料金に加え、プールの水質を安定させるために使用する消毒剤、水質検査および浄化装置の保守点検にかかる費用を合算し、1校当たりの経費を試算したところ、令和6年度の実績では、小中学校1校当たり約93万円となっている。</p>
--	--







<p>荻野 梓 議員（自民）</p> <p>6 放課後児童クラブについて</p> <p>(1) 放課後児童支援員に対するこども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得促進について</p> <p>(2) 令和8年度からの変更点について</p> <p>ア 基本利用料の改定理由</p> <p>・財源としての必要性と、どのように質の向上に繋げるのか説明を</p>	<p>今後についても、同校の教育環境の質を向上させるなど、本市の将来を担う人材の育成に努めていく。</p> <p>（市長）</p> <p>A 私は、放課後児童支援員がこども家庭ソーシャルワーカーの認定資格を取得することで、こども家庭福祉の専門性やスキルアップにつながり、子どもや保護者の悩みを理解し、問題解決に寄与できるものと捉えている。</p> <p>このことから、川口市の公設民営放課後児童クラブを委託している事業者に対して、教育委員会を通じて、同資格の意義・役割や資格取得方法について、周知を図るとともに、資格取得について積極的に働きかけるよう、指示したところである。</p> <p>（学校教育部長）</p> <p>A 国においては、放課後児童クラブに係る運営費は、その費用の半分を利用者負担として徴収するものとしているが、現状では必要な利用料に達していないことから、ハード面だけでなくソフト面においても質の向上や課題の解決を図ることが困難な状況である。</p> <p>本市としては、利用料の改定により、放課後児童支援員の常勤化や処遇改善、研修の充実を図るとともに、利用児童の増に伴う余裕教室の改修や、インターネット環境整備等に増額分を活用し、子どもたちの豊かな時間、安全・安心な居場所環境の向上に努めていく。</p>
--	--

<p>イ 送迎者の年齢要件緩和内容</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、児童の送迎者については、18歳以上の成年者のみを認めているところである。</p> <p>近年、共働き世帯の増加等に伴い、利用児童数が年々増加傾向にあり、保護者からも送迎に係る条件緩和について多くの要望が寄せられていることから、令和8年度から中学生以上の未成年者も送迎者として認めていく。</p>
<p>ウ 一人帰り規定の緩和内容</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、児童の一人帰りについては、学区内の塾や習い事に行く場合に限り、保護者から事前の届出を受け認めている。</p> <p>令和8年度からは、習い事等に行く場合の距離制限を撤廃するとともに、児童が自宅に帰る場合においても、保護者からの届出に応じ、帰宅時間を指定の上、一人帰りを認める運用へ変更していく。</p>
<p>(3) 長期休業中の朝の開室時間について</p> <p>・通学班の無い期間において開室時間を早められないか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 小学校の長期休業中においては、通学班がないため、早朝に送り出された児童が、保護者ととも放課後児童クラブの前で開室の待機をする、というケースがあることは把握している。</p> <p>その一方で、放課後児童クラブ支援員の人材確保等が課題となっていることから、朝の開室時間を早めることについては、他市の事例を調査しつつ、本市放課後児童クラブ利用保護者のニーズを把握するためのアンケートを実施するなど、引き続き検討していく。</p>



<p>(3) 働き方改革のアンケート調査について</p>	<p>きるよう、継続的に、県教育委員会に強く働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本年9月、学校における働き方改革の観点から教職員へのアンケートを実施し、負担感・多忙感を感じている業務などの実態を把握したところである。</p> <p>今後は、より実効性のある実態把握を行うための様式や項目、方法等について検討し、教職員の生の声を生かした施策の展開に努めていく。</p>
------------------------------	---

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要		(指導課)
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>若谷 正巳 議員 (自民)</p> <p>1 1 外国に由来のある児童生徒の教育について</p> <p>(1) 生活言語から学習言語への取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校受験を見据え、生活言語から学習言語へのステップアップが求められることへの本市の対策について</li> </ul> <p>(2) 高校への進学率について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国に由来のある生徒の高校進学率について</li> </ul> <p>(3) 高校進学におけるサポート体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国に由来のある生徒の高校進学におけるサポート体制について</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 外国人生徒が高校受験等に必要な学力を身に付けるためには、一人の学習者として、通常の授業に参加できる程度の日本語能力が必要だと捉えている。</p> <p>そのため、日本語指導では、生活する上で必要なサバイバル日本語の習得に始まり、学習言語の理解が不可欠な日本語と教科の統合学習等に至るまで、指導プログラムを5段階に分けて計画し、生徒の実態に応じた指導をしているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の令和7年3月中学校等卒業者の進路状況調査によると、外国に由来のある生徒も、そうでない生徒も、いずれも90%以上の進学率となっている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 埼玉県公立高等学校入学者選抜においては、「外国人特別選抜による募集」を実施しており、中学校では、その内容や出願資格等を生徒、保護者に情報提供している。また、市や県が開催する日本語を母語としない生徒と保護者のための高校進学相談会なども生かしながら、生徒の能力・適正、興味・関心、将来の進路希望に基づき、計画的かつ一貫性のある「生き方指導としての進路指</p>	

<p>芝崎 正太 議員 (公明)</p> <p>8 児童生徒を取り巻く良好な環境整備について</p> <p>(1) 川口市の児童生徒が外国人と学ぶ良さについて</p> <p>9 先進自治体に学ぶ英語教育について</p> <p>(1) 小学校1・2年生からの英語の取り組みについて</p> <p>・本市でも独自の教材を作り、小学校1・2年生からの英語教育に取り組むことについて考えを聞かせてほしい</p>	<p>導」を行っている。今後も中学校を卒業後、どんな自分でありたいかを共に考え、生徒と保護者が納得できる進路選択となるよう支援していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒が様々な国の習慣や思考に触れながら学校生活を送ることは、異文化への理解を深め、物事を多角的に考える力の育成や人権意識の醸成につながるものと捉えている。</p> <p>そのため、日頃から学校においては、多文化共生の視点を持ち、多様な意見を取り入れた授業の実践に努めているところである。</p> <p>(市長)</p> <p>A 本市では、英語教育の充実を図るため、高校生を対象とした海外派遣事業として、アメリカ・オハイオ州・フィンドレー市を派遣先として実施している。</p> <p>これは、平成30年に、本市とフィンドレー市が教育分野に関する友好都市協定を締結したことに伴って実現した本市独自の事業であり、派遣生は帰国後、英会話の実力が身に付くとともに、現地の人々との交流の場を多く持つことができ、国際理解が深まるなど、大きな成果が挙げられているとの報告を受けている。</p> <p>一方、本市では、学習指導要領で定めのある小学校3年生から外国語の学習を行っているが、1・2年生の早い時期から英語に慣</p>
---	---

<p>(2) 小学生の国際英語交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人との英語でのコミュニケーションを図るためのオンラインを使った交流について本市の考えを聞かせてほしい</li> </ul>	<p>れ親しむことは、言語や文化について体験的に理解を深めることにつながると認識している。</p> <p>そこで、子どもたちが、小学校1年生の段階から学校内で日常的に英語に触れられる機会を創出するため、まずは、ALT（外国語指導助手）の増員及び配置日数の拡充を柱とした教育環境の整備に努めているところである。</p> <p>今後も、本市の子どもたちには、実生活・実体験を通して英語や異文化を学んでもらい、新しい視野をもって、国内外で活躍できる人材の育成に取り組んでいく。</p> <p>(市長)</p> <p>A 本市では、比較的時差の少ないオーストラリアとのオンライン交流を実施している小学校が複数校あり、中でも、十二月田小学校では、令和3年度に開始したオンライン交流をきっかけとして、令和5年度からは、相手校の児童が来日して行う対面交流を継続して行われ、英語を介した国際理解教育に成果を挙げていると報告を受けている。</p> <p>今後も、オンライン等を効果的に活用した国際交流活動に取り組み、本市の子どもたちがグローバル社会の一員として世界で活躍できる人材に成長してくれることを、私としても心から願っているところである。</p>
<p>(3) オンラインマンツーマン英会話について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインマンツーマン英会話の活用について本市の考えを聞かせてほしい</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A オンラインマンツーマン英会話については、これまでに学習した英語表現を使って、実際に自分の思いを伝え合う場の一つとして効果的であると認識している。</p> <p>一方で、生徒が対面で英会話を行うためには、まず、自分の考えや気持ちを伝え合う</p>

<p>10 個性のある子どもへの支援について</p> <p>(1) 支援が必要な児童保護者の代理での第三者面談について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスへの学校からの児童生徒情報提供について</li> </ul> <p>坂本 だいすけ 議員 (青嵐)</p> <p>1 本市児童生徒の学力向上の取り組みについて</p> <p>(1) 全国学力・学習状況調査の成果とその分析について</p>	<p>知識・技能、及び表現力を身に付けさせる必要があることから、今後、取り組みを実施できる可能性について研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校と放課後等デイサービスとの情報の共有については、児童への適切な支援を行う上で重要であると認識している。</p> <p>今後は、子ども家庭庁から発出されている「放課後等デイサービスガイドライン」等に則り、連携が適切に進められるよう、市立学校長会議などの機会を通じて周知徹底していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度の全国学力・学習状況調査の結果については、概ね全国・県の平均正答率と同等であった。成果については、小学校算数「変化と関係」の領域において、県平均正答率との比較でおよそ1ポイント以上の改善が見られたことが挙げられる。これは、即時結果の分析ができる本市独自のテスト「川口Sネクスト」を年2回実施することにより、学習内容の定着度を高められたためであると認識している。また、このテストにより教職員が自らの指導を客観的に分析できるようになったことも、本結果につながった要因であると捉えている。</p>
--	---

<p>(2) 埼玉県学力・学習状況調査の成果とその分析について</p> <p>・成果は数値で示し、中学校英語の5ラウンドシステムについて聞かせてほしい</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 埼玉県学力・学習状況調査の成果については、中学校第3学年英語の市平均正答率が、県平均正答率を上回り、更に、学力を伸ばした生徒の割合は、県平均より5ポイント以上高い結果となった。これは、教科書を効果的に活用し、聞く・読む・話す・書くことの4技能を身に付けさせる本市独自の「5ラウンドシステム指導法」を軸とした授業改革が5年目を迎え、教員の授業改善が大きく図られた成果と捉えている。</p>
<p>(3) 小学校低学年基礎学力定着度調査の成果とその分析について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 小学校低学年基礎学力定着度調査の成果としては、国語科、算数科ともに概ね8割程度の正答率であり、基礎的な学力がほぼ身に付いていることである。</p> <p>一方で、学力の定着度が低い児童に対して、一人ひとりのつまずきを解決することが大切であることから、算数科C B T調査による問題ごとの結果分析を生かした指導などにより、今後のより確かな学力向上につなげたいと考えている。</p>
<p>(4) 中学国語記述式正答率の分析及びその指導について</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の記述式問題の正答率は、全国とほぼ同率の約3割程度である。課題としては、根拠を明確にして自らの考えを記述する力が不足していることに加え、無回答率の高さにあるものと分析している。</p> <p>そのため、教職員研修等において、書くことに関する指導事項の解説に重点を置き、それにより生徒の身に付ける力が明確になるよう取り組んでいるところである。更に、生徒が主体的に粘り強く授業に取り組めてい</p>

<p>(5) 中学理科個別分析の把握及び指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒ごとに問題が異なることから平均正答率が示されていないことで、学力の状況をどのように把握、指導しているのか</li> </ul> <p>(6) C B T方式でのトラブルはなかったか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの学力・学習状況調査の実施は2年目であったが、1年目のようなトラブルはなかったか</li> </ul> <p>(7) ボトムアップシートとボトムアップネクストについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市独自で開発した各シートについてアピールすること</li> </ul>	<p>る優れた授業実践を映像で共有したり、研究協議で学びを深めたりすることで教員の指導力向上を図り、学力向上につなげていきたい。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校においては、これまでと同様に公開問題の結果に基づき、課題の把握ができることに加え、生徒ごとに異なる問題を解いているが、出題されなかった問題の予想正答率も示されるため、どこに課題があるのか把握することが可能となっている。</p> <p>また、課題に対しての指導においては、公開問題の結果や、示された予想正答率を踏まえることで把握した、生徒がつまずきやすい内容や系統的に弱い領域について分析し、授業改善や指導の工夫に生かしている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A G I G Aスクール端末を利用したテストの実施や授業における効果的な活用方法を指導したことから、積極的な活用が図られ、今年度は大きなトラブルはなく実施することができたと認識している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市独自のK a w a g u c h iボトムアップシートは学力低位層への指導を改善し、学力向上につなげることを主眼に置いたツールである。また、K a w a g u c h iボトムアップネクストは、学力を伸ばした教職員の指導方法について、児童生徒への聞き取りも生かしながら、効果的な取り組みを見つけ、教職員が学び合うツールとして開発したものである。</p> <p>各学力調査の分析及び活用については、教</p>
--	---

<p>3 外国人の日本語指導と他の指導について</p> <p>(1) 日本語指導の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究所に日本語指導担当教員をまとめて配置して日本語指導を徹底して行ってから各学校に子どもたちを送り出すことについて</li> </ul> <p>(2) 生徒指導の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒の生徒指導の現状について</li> </ul>	<p>職員のより主体的な取り組みとなるよう、学校の実態に合わせ、分析ツールを選択できるようにすることで、ニーズに即した学力向上につながるものと認識している。</p> <p>(市長)</p> <p>A 増加する外国人児童生徒に適切な日本語指導を行うことは、外国人児童生徒に限らず、本市のすべての児童生徒が、日本語を使って、円滑に学校生活を送り、学習を進める上で大変重要なことである。</p> <p>このことから、日本語初期指導教室については、教育研究所の実践をモデルとして、教職員の配置や運営方法を工夫し、今年度は小学校2校、中学校2校に拠点校を設置したと報告を受けている。</p> <p>私は、近隣の拠点校で日本語を学ぶ環境整備を推進する教育委員会の方針により、日本語指導の更なる充実が図られることをまずは期待している。</p> <p>外国人の子どもについては、学力や家庭環境など、様々な状況があり、これからも大きな課題になるため、その都度取り上げ、対応をしていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 生徒指導の現状については、多くの外国人児童生徒が日本の学校のルールやマナーを守り、意欲的に学校生活を送っている一方で、文化や言語の違いから他者との意思疎通がうまくいかずトラブルに発展してしまうケースや、その解決に向けた合意形成が困難な場合もある。</p> <p>このような現状に対して、本市としては、関係機関とも連携を図りながら、粘り強く丁</p>
--	---

<p>(3) 保護者の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人児童生徒の保護者の現状について</li> </ul>	<p>寧に指導に当たっているところである。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 保護者の現状としては、多くの外国人児童生徒の保護者が学校運営に理解を示している一方で、伝えたいことがうまく伝わらないなどの理由から、学校との協力体制を築くことが困難な場合もある。</p>
<p>4 埼玉県の新しい入試制度について</p> <p>(1) 自己評価資料について指導の準備はどのようにしているのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 新しい入試制度に対応する自己評価資料の作成については、生徒が自らの学びを適切に表現できるように支援することが重要であると考えている。</p> <p>そのため、年度当初に専門的な知見を有する外部講師を招き、進路担当等の教員への自己評価資料の書き方の指導等について、具体的な研修を受けられる機会を設ける予定である。</p> <p>これにより生徒一人ひとりが自分のこれまでの学びの過程や成果をよりの確に振り返り、表現できるよう指導していく。</p>
<p>(2) 生徒の実態は把握しているのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価資料や面接に係る指導について</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 公立中学校では、第1学年から、生徒の能力・適正、興味・関心、将来の進路希望に基づき、計画的かつ一貫性のある進路指導を行っている。また、3年間を通し、生徒の資質・能力を総合的に測り、それらを通じて生徒の実態を把握しているところである。</p> <p>今後は、特に書くことや、話すことに課題のある生徒には、「これまで」と「これから」を言語化する指導を繰り返し、自己評価資料の作成及び自らの言葉で語ることでできる生徒となるよう育成していく。</p>

<p>(3) 具体的な指導方法はどのようにしているのか</p> <p>(4) 自己評価資料は評価基準になるのか ・高校は面接の評価基準を設定できるのか</p> <p>(5) 部活動や生徒会活動、資格等の実績はどのような形で評価していくのか</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和9年度入試に向けて、公立中学校では、中学校3学年初期の段階から、生徒がこれまでの体験を振り返り、力を注いだことや将来取り組んでみたいことなどについての表現活動を行う計画である。教員は質問・応答の指導を繰り返し、生徒が自らの言葉で具体的に表現する力を身に付けることができるよう、指導を行っていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 自己評価資料については、面接の際の補助資料として用いられ、採点はされない。また、面接については、各高校が学校独自の項目を設定して、評価の観点及び評価基準を定めて評価する場合もあるとされている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 令和9年度からの入学者選抜では、これまでの活動や取り組みの実績そのものではなく、実績に至るまでのプロセスや意欲、身に付いた力、学びに向かう力などを多面的に評価することとなっている。</p> <p>部活動や生徒会活動、資格等の実績については、面接時に受検生が「これまで」と「これから」について自分の言葉で伝えることにより、高等学校が把握していく。</p>
<p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>3 多文化共生について</p> <p>(2) 外国人への日本語教育支援について</p> <p>ア 未就学児の支援体制について ・外国人児童への日本語教育支援につ</p>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 就学前日本語教室については、日本での生活歴が短い外国人未就学児が、日本の小学</p>

<p>いて、就学前段階からの体制整備を進めることについて</p> <p>1 1 教育について</p> <p>(3) 校内教育支援センターに専属の支援員を増員することについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学習支援や心の安定、教員の負担軽減のために支援員を配置すること</li> </ul> <p>幡野 茂 議員 (公明)</p> <p>5 公立小中学校の水泳授業について</p> <p>(3) 現状と課題について</p>	<p>校に円滑に適応するための有効な方法の一つであると認識している。</p> <p>本市においては、今後も外国人未就学児の増加が見込まれることから、関係部局と連携を図りながら、参考となる先進的な取り組みについて調査研究していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 校内教育支援センターへ専属の支援員を配置することは、不登校傾向の児童生徒の心理的安全性を高め、教員の負担軽減を図りつつ、学校の不登校支援体制の強化につながるものと認識している。</p> <p>本市では、校内教育支援センターの設置促進に伴い、支援員を7名配置し、令和7年度からはアシスタント・ティーチャーも活用しながら対応してきた。引き続き、ほっとルーム支援員の配置人数の拡充に努めていく。</p> <p>(市長)</p> <p>A 小中学校の水泳授業については、近年の猛暑による影響を受ける中でも、計画どおりに実施できるよう、各学校でプール清掃日を早めたり、授業開始時期をずらしたりするなどの工夫を行っているとのことである。これにより、小学校で約10時間、中学校で約7時間の授業を実施できている現状である。</p> <p>その一方で、近年の猛暑で生じる、夏場のプールサイドの高温化による利用制限に加え、経年劣化に伴うプールの改修や維持・管理に係る経費の増大などが課題であると教育委員会より報告を受けている。</p>
--	---

<p>益田 みなみ 議員（自民）</p> <p>6 教育について</p> <p>(2) 教育研究所芝園分室移転の準備状況について</p> <p>ア 学校現場や市民への周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような方法を想定しているのか</li> </ul> <p>イ 移転に向けた準備について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修内容と計画の見通しや人員体制について</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 教育研究所芝園分室は、悩みを抱えた児童生徒や保護者の方が利用する相談窓口でもあることから、事前に上青木分室における体制や場所・利用方法について十分に伝えることが重要であると認識している。</p> <p>市民の皆さまに対しては、「広報かわぐち」や市のホームページに加え、指導課の刊行物を用いて周知を図っていく。</p> <p>一方、学校現場に対しては、市立学校長会議において、移転後の上青木分室における事業について説明をしていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 上青木分室での業務に必要な改修については、執務上不可欠なネットワーク回線工事やサイン表示変更修繕等を予定している。工期が限られた期間ではあるが、順調に工程が進めば、令和8年4月の業務が開始できるものと考えているところである。</p> <p>また、移転後の人員体制については、指導主事、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー、教育相談員を上青木分室に配置し、地域に展開する地域教育支援センターや日本語指導教室と連携していく。</p> <p>市内中央に位置する好立地を生かし、市民の皆様や学校関係者がより利用しやすい環境と体制を整えていく。</p>
---	--

<p>(3) 学びの多様化学校の開校に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びの多様化学校における支援の在り方についてどのように考えているか</li> </ul> <p>(要望)</p> <p>学びの多様化学校は、市内全域が学区であることから、保護者にとっては我が子が無事に登下校できたかどうか、心配であると考え。例えば、登校したことがわかるようなICTツールの活用なども検討して欲しい。</p> <p>荻野 梓 議員 (自民)</p> <p>4 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく学校における合理的配慮の提供体制の整備について</p> <p>(1) 障害のある児童生徒の就学先における学校の適切な対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような視点と配慮をもって、保護者に対応することが適切であると考えるか</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 体験授業については、実施後に行ったアンケート調査から「最初は不安だったが友達ができてうれしかった」といった児童生徒の声や、保護者から「つまずいてもまた勇気を出して行けば大丈夫なんだ」「とても良い経験ができた」という感想をいただき、有意義な取り組みになったと捉えている。</p> <p>一方で、「学校までの通学時間がかかり不安もある」との意見もあったことから、今後も生徒や保護者の声を丁寧に聞きながら、開校に向け一人ひとりに寄り添った支援体制の充実に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本条例の基本理念に基づき、障害のある子どもとその家族に対し、個に応じた支援に努めることが重要であると認識している。</p> <p>学校における相談対応では、子ども一人ひとりの障害の状況を踏まえて寄り添う視点を大切にし、その教育的ニーズに真摯に向き合う配慮が不可欠である。その上で、校内に</p>
--	--

<p>(2) 合理的配慮に関する教職員への理解促進と研修の在り方について</p> <p>ア 現状認識と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、特に管理職において、市の条例と合理的配慮についてどの程度周知されていると認識しているか</li> </ul> <p>イ 効果的な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの様な実効性のある啓発・研修を計画しているか今後の予定や改善案について</li> </ul> <p>5 学校内における文化芸術鑑賞・体験機会の拡充と連携強化について</p> <p>(1) 国や県の文化芸術鑑賞・体験を支援する事業の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の学校への情報提供について</li> </ul>	<p>において十分な検討を行い、合理的配慮について保護者や本人との合意形成を図ることが適切であると考えている。</p> <p>引き続き、全ての子どもが安心して学べる学校教育の実現に向け、柔軟かつきめ細やかで丁寧な対応をするよう各学校に働きかけていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 本条例の基本理念や合理的配慮については、本市独自に実施している年次研修や特別支援教育の各種研修を通じて、毎年周知しているところである。</p> <p>一方で、本条例への理解に基づいた合理的配慮の提供に関する対応力の更なる向上や、管理職研修のより一層の拡充が課題であると捉えている。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 今後は、学校現場での対応をさらに充実させるため、管理職を対象とした研修会や会議において、本条例や合理的配慮についての周知に取り組んでいく。</p> <p>また、文部科学省が推進しているインクルーシブ教育システムの趣旨のもと、特別な配慮を要する児童生徒への対応方法について具体的な取り組みを理解し、適切に実施できるよう、研修会を通じて教職員及び管理職へ指導していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 文化庁の学校における芸術鑑賞・体験推進事業については、埼玉県教育委員会の依頼を受け、全校に周知しているところである。</p>
---	---

<p>て</p> <p>(2) 各学校における文化芸術鑑賞・体験機会創出の取り組み状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の受け止め、学校の現状ほか事例を紹介するのはどうか</li> </ul> <p>松浦 洋之 議員 (自民)</p> <p>1 教育について</p> <p>(1) 不審者対応について</p> <p>ア 不審者対応マニュアルの有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルの職員間の共有、見直し及び対応体制について</li> </ul>	<p>令和7年度は18校が申し込み、17校の実施が決定している。この他、公益財団等の取り組みについても、教育委員会に依頼があるものは内容を確認し、対象の学校へ周知している。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 児童生徒が優れた芸術を鑑賞したり体験したりする機会の創出については、創造力の育成や、文化継承の上で意義深いことと捉えている。</p> <p>各学校では、地域の芸術家とのワークショップや、地域の演奏家を招いた演奏会などを工夫して実施しており、今後も、取り組みやすい事例等を教科別研修や教科主任会を通して紹介するなどし、文化芸術の啓発に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 全ての学校が、不審者対応も含めた危機管理マニュアルを策定し、全職員で共有している。マニュアルは必ず毎年度、内容を確認した上で、必要に応じた見直しを行っている。</p> <p>各学校では、マニュアルをもとに、全職員の役割分担や対応する体制、連携方法等について確認するほか、非常事態に備えた対応もできるように準備をしている。</p>
--	--

<p>イ 子どもたちへの不審者対応指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの安全指導、危機回避の力の育成について</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校では、子どもたちの安全確保のために、全校集会や避難訓練を通して、不審者対応指導を行っている。</p> <p>具体的には、不審者を見かけた際の行動、助けの求め方、避難方法等について確認し、繰り返し訓練することで、子ども達に危険回避の力を育成し、自らの身を守る安全指導を行っている。</p>
<p>ウ 教員の不審者対応訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯器具を用いた訓練、未然防止、外部連携について</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 各学校では、職員研修等において、刺股などの防犯器具を用いた実践的な訓練を行うなど、不審者侵入対策を行っている。加えて、校門等の施錠管理や来校者受付の徹底等の未然防止策を講じるとともに、警察等の外部機関との協力を得て、様々な状況に対応できるよう、訓練の質を高め、全職員の危機管理意識と対応能力の向上を図っている。</p>
<p>(2) ヘルプミーハンドサインの周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプミーハンドサインを周知することについての見解</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 子どもたちは、自分の身を守る方法として、大きな声で助けを求めたり、防犯ブザーを鳴らしたりすることを第一に学習している。一方で、声や音を出すことができない危険な状況も考えられ、言葉を発することなく助けを求めるためのハンドサインは、危険を知らせる新たな方法として、大変有効であると捉えている。</p> <p>子どもたちが自分の身を守る様々な方法を知っていることは、大変重要であることから、不審者対応訓練等において、ヘルプミーハンドサインについて触れられるよう、教職員研修の機会を通じて情報提供していく。</p>

<p>(4) 学校行事の中止及び災害時等の登下校の判断について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長が適切な判断を下すために</li> </ul>	<p>(教育長)</p> <p>A 想定外の事態や刻一刻と状況が変化する場面において、学校長には子ども達の命を守る適切な判断を下すことが求められる。</p> <p>学校行事の運営については、近隣の学校と連絡を取り合うなどして、各学校が子ども達の安全を最優先に執り進めている。また、震災発生時等における統一的な対応基準を教育委員会から示すとともに、緊急時の対応や判断に苦慮する際には、教育委員会の担当といつでも相談できる体制を整えているところである。</p> <p>今後も、子ども達の命を預かる学校長の迅速かつ適切な判断力がより一層高まるよう、各学校と教育委員会が一体となって取り組んでいく。</p>
<p>菅野 静華 議員 (青嵐)</p> <p>5 自転車利用の法令遵守について</p> <p>(2) ヘルメット着用の啓発強化について</p> <p>イ 高校生へのヘルメット着用啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口市立高等学校の生徒の自転車乗車時のヘルメット着用の啓発強化について</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 川口市立高等学校では、教員が週2回の立哨指導を行うなど、日頃から自転車交通安全指導を実施している。また、ヘルメット着用等の交通安全に関わる県教育委員会からの情報を学校ホームページへ掲載し、生徒及び保護者へ注意喚起を兼ねた啓発を行っている。</p> <p>今後も引き続き、生徒自身の命を守るために、ヘルメット着用の推奨をはじめとした、交通安全教育や自転車ルールについて機会を捉えて啓発していく。</p>

<p>(要望)</p> <p>福岡県や福井県では、全高校がヘルメット着用を事実上義務化し、被っていないほうが目立つような環境作りに成功しているようである。本市のリーディング校である川口市立高等学校が、県に先駆けて市内各高校のモデルとなるような取り組みを行って欲しい。</p> <p>今田 真美 議員 (新風)</p> <p>1 インクルーシブ教育について</p> <p>(1) 特別な配慮が必要な児童生徒への支援員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育こども支援員の増員について</li> </ul> <p>(2) 特別支援学級での性に関する指導について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害がある児童生徒が将来性犯罪者にならないように、適切な性に関する指導をしてほしい</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 今年度より、特別支援教育支援員と特別支援学級等補助員を統合して、特別支援教育こども支援員とし、適正に人員を配置できるようにした。今後も適切な支援が実施できるよう、支援員の拡充と質の向上に努めていく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 特別支援学級の児童生徒の発達や特性が大きく異なることから、各学校では家庭と情報共有しながら、個の実態に応じて性に関する指導を行っているところである。</p> <p>今後も障害種別への配慮事項を踏まえることや、特別支援学校学習指導要領等に基づき、各学校において個の実態に応じた指導が実施できるよう引き続き支援していく。</p>
---	--

令和7年12月市議会定例会 一般質問質疑応答概要 <span style="float: right;">(学校保健課)</span>	
<p>&lt;質問概要&gt;</p> <p>板橋 博美 議員 (共産)</p> <p>3 住民の負担軽減で命とくらしを守る支援について</p> <p>(2) 学校給食費の無償化を進めること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市として学校給食費の無償化を計画的に進めること</li> </ul> <p>7 教育の機会が保障される環境を</p> <p>(2) 小中高等学校での香害の周知・啓発等の取り組みを</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会として現場任せにせず研修や情報提供など今後さらに取り組むことはできないか</li> </ul>	<p>&lt;答弁概要&gt;</p> <p>(市長)</p> <p>A 急激な物価高騰による市民生活への影響が未だに大きいことに鑑み、令和7年度については本市独自の取り組みとして、主食費相当分を公費負担とし、子育て世帯の家計への負担軽減を行ってきた。学校給食費の無償化を本市独自で計画的に進めることについては、多額の財源を安定的に確保していく必要があるなどの課題があるが、国が中学校の無償化についても「できる限り速やかに実現する」との意向を示していることから、引き続き国の動向を注視していく。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 香害については、市立学校長会議において定期的に周知を図っているとともに、養護教諭や保健担当の教職員を集めた研修会を通して情報提供を行ない、理解を深めているところである。</p> <p>さらに、学校だよりや保健だよりを活用し、家庭にも周知しているところであり、引き続き、保護者も含めた教育現場での理解促進に努めていく。</p>

<p>牛嶋 宏一 議員 (公明)</p> <p>6 健康について</p> <p>(1) 子どもの生活習慣病予防の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では生活習慣病予防の取り組みはどのように行っているのか</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市においては、児童生徒が健康な状態を維持し、将来にわたって生活習慣病の罹患を予防することを目的として、小学4年生及び中学1年生において定期健康診断の結果から肥満度の高い児童生徒を抽出し、その内容をお知らせするとともに、希望者を対象に血圧測定や採血、健康指導を行っている。</p> <p>これにより、保護者が児童生徒の身体の状態を把握できることになり、日々の生活習慣を見直すきっかけになるなど、生活習慣病予防の意識を高めることができるものと考えている。</p>
<p>菅野 静華 議員 (青嵐)</p> <p>1 学校給食の質の向上について</p> <p>(1) 「献立作成マニュアル」の実効性と現場運用としての質の向上について</p> <p>ア 「献立作成マニュアル」の実効性を高める見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場で活用できる実効性ある基準への見直しについて</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市の学校給食は、栄養バランス、彩り、地場産物の活用など、献立作成上の留意点のほか、使用する食材の規格も記載したマニュアルを策定し、献立の作成をしているところである。</p> <p>献立作成マニュアルの実効性を高める見直しについては、各施設における調理能力や使用できる食材等の制約はあるが、児童生徒や教職員の意見を参考に、給食の質が向上するよう研究していきたい。</p>

<p>イ 現場運用としての質の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、現場運用による質の向上をどのように位置づけ、どの方向で取り組みを進めていくのか</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 本市学校給食の献立は、基本的事項を定めた献立作成マニュアルに基づき、学校栄養士が、栄養面だけでなく、旬の食材の使用や食物アレルギーなどに配慮するとともに、設備や人員等の調理能力に応じた献立原案を作成し、学校長や教諭等で構成される会議での給食現場の声を生かしつつ、献立の決定をしているところである。</p> <p>一方、各学校での運用では、安全で栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供することを最優先事項と位置づけ、日々の調理に当たっており、引き続き、学校現場の声を大切にした給食の提供を実施していく。</p>
<p>(2) 制度改正と財源面から見た質の向上のチャンスについて</p> <p>ア 国による給食費無償化に対する本市の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食費無償化の方向性と判断にあたって重視する視点について</li> </ul>	<p>(市長)</p> <p>A 長引く物価高騰の市民への影響を軽減させるため、令和7年度の学校給食費については、市独自の取り組みとして、主食費相当分を公費負担とし、子育て世帯の家計への負担軽減を図ってきた。</p> <p>給食費無償化に対する本市の対応については、国から具体的な方針が示されていないため、現時点では決定していないが、今後については、方針が示され次第、市全体の施策を考慮しながら検討していく。</p>
<p>イ 制度改正を質の向上につなげる考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の制度改正を質を高めるための再設計の機会と考えていただけないか</li> </ul>	<p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校給食費は、現在、学校給食法の規定により、児童生徒の保護者が負担することとなっており、本市では、保護者が過度の負担とならないよう、軽減策を図りつつ、学校給食費の金額設定を行っているところである。</p> <p>今後、国による学校給食費の無償化が実施された際には、学校給食費の新たな制度設計</p>

<p>(要望)</p> <p>現場が抱える課題を制度改正の質の向上に繋げていくという視点ではまだ十分に踏み込めていないと感じる。</p> <p>今後、国の方針が示された際は、是非、現状の延長ではなく、質を一段階上げるための再設計という視点を持って積極的に検討を進めていただきたい。</p> <p>今田 真美 議員 (新風)</p> <p>2 学校での香害について</p> <p>(1) 無添加石けんを使用することについて</p> <p>(2) 香り付き柔軟剤・人工香料の使用を校則で禁止することについて</p>	<p>の中で、保護者の意見も参考に、学校給食の質の向上に取り組んでいきたい。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 学校生活に関わり、洗剤などに含まれる香料等の化学物質による健康被害に苦しむ児童生徒が一定数いることが想定されることから、香害の原因となる化学物質を使用していない無添加石けんを採用することにより、体調不良の軽減が期待できるものと考えられる。</p> <p>一方で、香害の原因は、香料だけではなくあらゆる物質が原因となっている可能性もあることから、無添加石けんの有効性の周知に努めつつ、効果的な対策について研究していきたい。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 校則は、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として、社会通念上合理的と認められる範囲において、学校長が定めるものとされている。このことから、柔軟剤を含</p>
---	---

<p>(3) 保健室における香害対応について</p> <p>(要望)</p> <p>学校に通えなくなっているのは重大な問題である。校則で禁止できなくとも、何か対応を考えていただきたい。</p> <p>3 学校給食におけるゲノム編集食品の使用について</p> <p>(1) 現在の使用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食においてゲノム編集食品を現在使用していないか</li> </ul> <p>(2) 今後の方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲノム編集食品を使用しない方針を明確にする考えはあるか</li> </ul>	<p>む人工香料を使用している製品の一切の使用を校則で禁止することは、困難であると考ええる。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 保健室は、病気などの児童生徒の救急処置や休養の場としての機能を果たすため、安全かつ衛生的な環境を整え、快適な空間の確保が求められている。</p> <p>このことから、香害により体調不良をきたした児童生徒が、保健室で安心して休めるよう、人工香料など匂いの発生する製品の使用を控えるなど適切な対策の必要性について、周知していきたい。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A 現在、ゲノム編集技術応用食品を成分として使用した場合の表示義務がないため、使用状況の把握は困難であるが、国が当該食品として公表する食材そのものの使用はしていない。</p> <p>(学校教育部長)</p> <p>A ゲノム編集技術応用食品については、国は、ゲノム編集により遺伝子に生じる変異は、自然界や従来品種改良でも起こりうるものと同程度と示しており、安全性の審査は行わないものの、新たな技術であることから、開発者などには届出と一定の情報の公表</p>
---	--

	<p>を求めている。</p> <p>本市としては、現時点では、当該食品そのものの使用予定はないが、新たな知見や国の動向を注視しつつ、引き続き、安全安心な学校給食を実施していく。</p>
--	--

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 教育総務課

質 疑	応 答
<p>議案第191号 令和7年度川口市一般会計補正予算（第5号）</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△ 歳出の部 第10款 教育費</p> <p>△ 歳入の部 第22款 諸収入 第5項 雑入 第1目 第23款 市債</p> <p>第2条第2表 繰越明許費の内 第10款 教育費 第3項 中学校費 中学校改修事業</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正の内</p> <p>1 追 加 大貫海浜学園バス運行業務 水上少年自然の家バス運行業務</p> <p>第4条第4表 地方債補正</p> <p>1 変 更 学校施設等整備事業</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>20年前にエアコンを設置した学校は青木中学校以外にあるのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>青木中学校にエアコンを20年前に設置した理由は何か。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>20年前にエアコンを設置した学校は、青木中学校のみであり、その他の学校は、令和7年6月及び令和8年6月で10年を経過する。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>オートレース場の騒音対策により、早期にエアコンを設置したもの。</p>

<p>(要望)</p> <p>10年経過したエアコンを更新する際には、青木中学校エアコン改修工事を参考に施工していただきたい。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>エアコンが故障した原因は老朽化によるものか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>1台あたりの設置費用はいくらか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>施工業者は決まっているのか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>業者の選定方法は決まっているのか。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	<p>(教育総務課長)</p> <p>老朽化によるものであり、主要部品の生産が終了したため、修繕対応ができないものである。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>設備の改修などの費用もあることから1台あたりの設置費用の算出はできないが、1教室あたり平均で約680万円である。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>12月議会可決後、発注手続きを行うため、業者は決定していない。</p> <p>(教育総務課長)</p> <p>契約課を通して入札で契約するもの。</p>
---	---

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
<p>議案第191号 令和7年度川口市一般会計補正予算（第5号）</p> <p>第1条第1表 歳入歳出予算補正の内</p> <p>△ 歳出の部</p> <p>第10款 教育費</p> <p>△ 歳入の部</p> <p>第22款 諸収入 第5項 雑入 第1目</p> <p>第23款 市債</p> <p>第2条第2表 繰越明許費の内</p> <p>第10款 教育費 第3項 中学校費</p> <p>中学校改修事業</p> <p>第3条第3表 債務負担行為補正の内</p> <p>1 追 加</p> <p>大貫海浜学園バス運行業務</p> <p>水上少年自然の家バス運行業務</p> <p>第4条第4表 地方債補正</p> <p>1 変 更</p> <p>学校施設等整備事業</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育政策室

質 疑	応 答
議案第215号 川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
議案第215号 川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

学校教育部 川口市立高等学校

質 疑	応 答
議案第215号 川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 生涯学習課

質 疑	応 答
<p>議案第216号 川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第217号 川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第218号 川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第219号 川口市立南平文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>他の自治体との均衡を図るとあったが、具体的に他の自治体の公民館の使用料はいくらか。また、本市と比較しどのくらいの差があるのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>公民館などの維持管理にかかる公費負担分はいくらか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>さいたま市のように無料のところもあるが、船橋市のように体育ホールで3時間6,980円というところもある。関東圏の中核市7市に政令指定都市のさいたま市も加えた8市の公民館の1㎡あたりの時間単価を比較検討した結果、関東圏の中核市等8市の平均は約4.7円に対し、本市は2.3円と2倍以上の開きがある。改定後においても本市の単価は3.5円となり、1.3倍の開きがある。</p> <p>(生涯学習課長)</p> <p>令和6年度決算において、公民館等の維持管理費総額は約14億200万円に対し、使用料収入が約2.6%の約3,700万円であり、公費負担分は約97.4%の約13億6,500万円である。</p>

質 疑	応 答
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>朝日公民館、根岸公民館、神根西公民館について、当分の間は、供用を休止するとあるが、当分の間はどれくらいか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>改築工事を行っており、朝日公民館は令和11年度、根岸公民館は令和10年度、神根西公民館は令和9年度の開所を予定している。</p>
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>公民館の付帯設備としてマイクなどがあるが使用料を別途徴収しているか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>公民館の使用料に含まれている。ただし、南平文化会館の付属設備は使用料を別途徴収している。</p>
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>使用料・手数料の見直しに関する基本方針の性質別分類による公費負担と受益者負担割合分類の表の中で、公民館はどの分類に該当するのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>市場性と必需性を勘案し、分類④の受益者負担25%とした。</p>
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>受益者負担を25%とした根拠は。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>公民館使用料の受益者負担は、方針において生活上の必需性及び民間の提供の可能性の2つの視点を考慮し決められている。公民館と同様の民間施設は限られていること、また、すべての市民が日常生活上必ずしも必要とは言えないものの地域住民のニーズに合わせた学習の場を提供する社会教育の必要性を勘案し、25%としたものである。</p>

質 疑	応 答
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>仮に稼働率が100%となった場合の、使用料の試算があれば教えてほしい。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>例えば、南平公民館のホールは、方針算定額3,090円に対し稼働率を100%とした場合1,830円、料理実習室は、方針算定額3万5,700円に対し稼働率を100%とした場合920円となる。</p>
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>使用料・手数料の見直しに関する基本方針では、公共性が高い施設は、住民負担が減ることになっているが社会教育施設を、無料にするとの議論はなかったか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>本市の使用料は他市と比較し低額であったこと、また、施設の維持管理費が増加していることなどから、無料にするとの議論はなく、概ね現行の1.5倍の改定としたもの。</p>
<p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>ここ数年の公民館等の維持管理費の推移はどのような状況か。また、使用料収入は改定によりどのくらいになるのか。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>公民館等の維持管理費は令和4年度が12億4,974万2,608円、令和5年度が12億6,849万3,460円、令和6年度が14億182万1,729円である。また、使用料収入は改定により、年間約5,895万円となり、約2,233万円の増収を見込んでいる。ただし、来年10月からの施行のため、令和8年度の増収分はその半分となる見込みである。</p>

質 疑	応 答
<p>(菅野 静華 委員)</p> <p>いつから使用料の改正が行われていないのか。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>受益者負担になるので反対する。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>公民館やスポーツセンターなどの使用料収入は、施設の維持経費の1割未満である。</p> <p>施設の維持管理に必要な経費は年々増加傾向にあることに加え、多くの施設は老朽化が進んでおり、今後、多額の更新費用が見込まれることから、各施設について一定程度の受益者負担は必要である。</p> <p>使用料について他市との均衡をはかるなど、一定の配慮がされていることを踏まえれば、今回の概ね現行の1.5倍の値上げは妥当であるため、賛成する。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>反対の立場から討論する。公民館等は、受益者負担割合を分類④の25%としているが、公民館は社会教育法において位置づけられており、必需性が高いため、受益者負担割合を分類①の0%とし、無料にすべきであると考えことから反対である。</p>	<p>(生涯学習課長)</p> <p>消費税率の変更に伴う改正を除くと、47年前の昭和53年4月から行われていない。</p>

質 疑	応 答
<p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>全庁的に長期にわたって見直しを図ってこなかったのは良くなかった。しかしながら、激変緩和措置や他自治体との均衡を図るなど、一定の配慮が見られる。施設の老朽化に伴い、維持管理費の負担が増えていることから、賛成する。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 文化財課

質 疑	応 答
<p>議案第220号 川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>旧田中家住宅は、当分の間、供用を休止すること のことだが、どれくらいの期間か？</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>最後に条例改正したのはいつか。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>受益者負担になるので反対する。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>公民館やスポーツセンターなどの使用料収入 は、施設の維持経費の1割未満である。</p> <p>施設の維持管理に必要な経費は年々増加傾向に あることに加え、多くの施設は老朽化が進んでお り、今後、多額の更新費用が見込まれることから、 各施設について一定程度の受益者負担は必要であ る。</p>	<p>(文化財課長)</p> <p>文化財としての価値を損なわないように耐震工 事を行うため、着工から約10年と想定している。</p> <p>(文化財課長)</p> <p>平成30年の開館から、消費税改正に伴う料金改 正のほかは改正していない。</p>

質 疑	応 答
<p>使用料について他市との均衡をはかるなど、一定の配慮がされていることを踏まえれば、今回の概ね現行の1.5倍の値上げは妥当であるため、賛成する。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>反対の立場から討論する。公民館等は、受益者負担割合を分類④の25%としているが、公民館は社会教育法において位置づけられており、必需性が高いため、受益者負担割合を分類①の0%とし、無料にすべきであると考えことから反対である。</p> <p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>全庁的に長期にわたって見直しを図ってこなかったのは良くなかった。しかしながら、激変緩和措置や他自治体との均衡を図るなど、一定の配慮が見られる。施設の老朽化に伴い、維持管理費の負担が増えていることから、賛成する。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 中央図書館

質 疑	応 答
<p>議案第221号 川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>芝園分室の1日の平均貸出人数はどのくらいか。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>廃止後に代わりとなるものはあるのか。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>芝園分室の図書などはどうするのか。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者全員にて可決。</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>1日平均48名である。</p> <p>(中央図書館長)</p> <p>4月以降に芝園分室の建物の前に移動図書館を巡回させるとともに、電子図書の充実を図る。</p> <p>(中央図書館長)</p> <p>図書は6つの図書館で分ける。DVDは著作権の問題があるので中央図書館に所管替えする予定である。</p>

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 中央図書館

質 疑	応 答
<p>議案第222号 川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>メディアセブンでは Wi-Fi が無料で利用できるが、今回の利用料金値上げに合わせて利用料金を取ることはしないのか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>最後に条例改正がされたのがいつか知りたい。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>受益者負担になるので反対する。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>公民館やスポーツセンターなどの使用料収入は、施設の維持経費の1割未満である。</p> <p>施設の維持管理に必要な経費は年々増加傾向にあることに加え、多くの施設は老朽化が進んでおり、今後、多額の更新費用が見込まれることから、各施設について一定程度の受益者負担は必要であ</p>	<p>(中央図書館長)</p> <p>Wi-Fi 利用については、利用料金を徴収する施設のみで利用できるものなので、今回の利用料金の値上げに含まれているものと考えている。</p> <p>(中央図書館長)</p> <p>平成18年の開館から消費税改正に伴う料金改正のほかは改正していない。</p>

質 疑	応 答
<p>る。</p> <p>使用料について他市との均衡をはかるなど、一定の配慮がされていることを踏まえれば、今回の概ね現行の1.5倍の値上げは妥当であるため、賛成する。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>反対の立場から討論する。公民館等は、受益者負担割合を分類④の25%としているが、公民館は社会教育法において位置づけられており、必需性が高いため、受益者負担割合を分類①の0%とし、無料にすべきであると考えことから反対である。</p> <p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>全庁的に長期にわたって見直しを図ってこなかったのは良くなかった。しかしながら、激変緩和措置や他自治体との均衡を図るなど、一定の配慮が見られる。施設の老朽化に伴い、維持管理費の負担が増えていることから、賛成する。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 科学館

質 疑	応 答
<p>議案第223号 川口市立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>科学館について、子ども料金が1.5倍に上がっている。議案第224号の体育施設については、子ども料金について据え置きであり、また、新たにできる美術館については、小中学生は入場料無料になる予定である。科学館はなぜ料金改定に至ったのか、教えて欲しい。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>年間入場券の利用者は毎年どのくらいいるのか。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>最後に条例改正されたのはいつか。</p>	<p>(科学館長)</p> <p>子ども料金については、開館当初から小中学生を大人の半額として設定してきた。また、年間券の設定もあることから、値上げによる来館者への影響が小さいと判断し、子ども料金についても、大人と同様に改定するものである。</p> <p>なお、市内小中学校等の学習利用は、引き続き、無料としている。</p> <p>(科学館長)</p> <p>年間券の購入者は、令和6年度で展示室415人、プラネタリウム233人で、例年、同程度である。</p> <p>(科学館長)</p> <p>平成15年の開館以来、消費税改正に伴う料金改正のほかは改正していない。</p>

質 疑	応 答
<p data-bbox="209 367 395 400">&lt; 討 論 &gt;</p> <p data-bbox="197 434 512 468">(ふじしま ともこ 委員)</p> <p data-bbox="205 504 593 537">受益者負担になるので反対する。</p> <p data-bbox="197 640 405 674">(荻野 梓 委員)</p> <p data-bbox="180 710 782 813">公民館やスポーツセンターなどの使用料収入は、施設の維持経費の1割未満である。</p> <p data-bbox="180 848 788 1162">施設の維持管理に必要な経費は年々増加傾向にあることに加え、多くの施設は老朽化が進んでおり、今後、多額の更新費用が見込まれることから、各施設について一定程度の受益者負担は必要である。</p> <p data-bbox="180 1198 788 1440">使用料について他市との均衡をはかるなど、一定の配慮がされていることを踏まえれば、今回の概ね現行の1.5倍の値上げは妥当であるため、賛成する。</p> <p data-bbox="197 1543 432 1576">(今田 真美 委員)</p> <p data-bbox="180 1612 788 1924">反対の立場から討論する。公民館等は、受益者負担割合を分類④の25%としているが、公民館は社会教育法において位置づけられており、必需性が高いため、受益者負担割合を分類①の0%とし、無料にすべきであると考えことから反対である</p>	

質 疑	応 答
<p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>全庁的に長期にわたって見直しを図ってこなかったのは良くなかった。しかしながら、激変緩和措置や他自治体との均衡を図るなど、一定の配慮が見られる。施設の老朽化に伴い、維持管理費の負担が増えていることから、賛成する。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

教育総務部 スポーツ課

質 疑	応 答
<p>議案第224号 川口市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>スポーツセンターの維持管理に係る公費負担分はいくらか。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>受益者負担割合は、基本方針記載の9つの分類のいずれに該当するか。</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>改定額は稼働率を加味して算定しているが、仮に稼働率100%で算定した場合どのようなのか。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>令和6年度決算ベースで、スポーツセンター等の維持管理費総額 約23億6,800万円に対して、使用料収入は約9.9%の約2億3,400万円であり、公費負担分は約90.1%の約21億3,400万円である。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>分類⑤に該当する。スポーツ施設においては、個人の趣味・趣向として利用される一方で、健康増進などの公益性に寄与することから、受益者負担50%、公費負担50%という考え方が妥当であると判断したものである。</p> <p>(スポーツ課長)</p> <p>一例として、青木町公園総合運動場において稼働率100%で算定した場合、相撲場など一部の施設において、現在の改定額を下回る結果となるが、他の施設では稼働率がある程度高いことから、改定額に変更は生じない。</p>

質 疑	応 答
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>子どもに係る使用料について、団体利用はどうなるのか。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>専ら子どもによる利用としている、赤井少年サッカー場や室内幼児プールについても使用料を据え置くものである。</p>
<p>(菅野 静華 委員)</p> <p>最後に条例改正したのは何年前か。</p>	<p>(スポーツ課長)</p> <p>消費税改正に伴うものを除くと、全面的な料金改正は昭和57年であり、約43年前である。</p>
<p>&lt; 討 論 &gt;</p>	
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>受益者負担になるので反対する。</p>	
<p>(荻野 梓 委員)</p> <p>公民館やスポーツセンターなどの使用料収入は、施設の維持経費の1割未満である。</p> <p>施設の維持管理に必要な経費は年々増加傾向にあることに加え、多くの施設は老朽化が進んでおり、今後、多額の更新費用が見込まれることから、各施設について一定程度の受益者負担は必要である。</p> <p>使用料について他市との均衡をはかるなど、一定の配慮がされていることを踏まえれば、今回の概ね現行の1.5倍の値上げは妥当であるため、賛成する。</p>	

質 疑	応 答
<p>(今田 真美 委員)</p> <p>反対の立場から討論する。公民館等は、受益者負担割合を分類④の25%としているが、公民館は社会教育法において位置づけられており、必需性が高いため、受益者負担割合を分類①の0%とし、無料にすべきであると考えことから反対である。</p> <p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>全庁的に長期にわたって見直しを図ってこなかったのは良くなかった。しかしながら、激変緩和措置や他自治体との均衡を図るなど、一定の配慮が見られる。施設の老朽化に伴い、維持管理費の負担が増えていることから、賛成する。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年 12月市議会定例会)

教育政策室

質 疑	応 答
<p>議案第227号 川口市学校施設の使用料に関する条例</p>	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>全ての学校において、統一的な利用制度の構築が求められているとの説明があったが、具体的にどのようなことがあり、統一的な仕組みが必要となったのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>統一的な仕組みについては、例えば申請システムとか、どのように考えているのか。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>なぜ使用料を徴収する必要があるのか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>これまで、それぞれの学校長の判断のもと、周辺地域の特性に応じ学校施設開放が行われてきたが、利用者が固定化してしまうことや、運営する学校側も、取り扱いについての判断に苦慮するなどの支障をきたしていることがあったため、統一的な仕組みを構築し、公平公正な事業の運営を図るものである。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>貸し出し可能な施設を明確にし、利用できる日時などの統一的な取り扱いについて、申請システム等やマニュアルを今後速やかに作成することに加え、年度内に減免に係る事項も含め、規則や要綱等を制定することを考えている。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>学校施設を適正に管理するためには、維持管理費用を確保することが必要不可欠であることに加え、利用者からも中学校の体育館の空調について、近年</p>

質 疑	応 答
<p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>特別な理由があるときは減免を可能とするとのことであつたが、どんな理由で減免とするのか。</p>	<p>の夏の酷暑で、使用料を支払うことで利用できないかとの要望が多く寄せられていた。こうしたことから、利用者の健康面での安全性を向上させ、更には物価高騰による施設の維持管理の面からも今後の安定的な学校施設の開放の運営を図るために使用料を徴収することとしたものである。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>検討の段階であるが、市の行政機関がその目的を遂行するために使用する場合、公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団がその事業を遂行するために使用する場合、連合町会がその目的を遂行するため利用する場合、PTA等の団体が小学生及び中学生を対象とした活動に使用する場合及び障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する団体が使用する場合等を想定している。</p>
<p>(後藤 留美 委員)</p> <p>運動場の夜間照明について、電球1個につきとあるがどのように数えているのか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>既に運動場夜間照明を設置している各学校の電球数は調査済である。</p>
<p>(後藤 留美 委員)</p> <p>電球1個30円の根拠は、</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>これまでの実績を参考に算出したものである。</p>

質 疑	応 答
<p>(後藤 留美 委員)</p> <p>1時間利用すると大体どのくらいの使用料になるのか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>各学校で設置数が違うことから、180円から1,680円である。</p>
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>使用を許可するまでの仕組みは。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>教育委員会に団体登録の申請を行い、学校毎の学校施設開放協議会において、施設の利用予定を調整のうえ、申請システムにより利用日を指定し、利用日前までに使用料を納付いただくことを考える。</p>
<p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>使用料の金額の根拠は。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>運動場、体育館、武道場などのスポーツ施設は、スポーツセンターの使用料を、音楽室などのその他の使用料については、公民館の使用料を参考にしている。</p> <p>夜間照明及び空調設備使用料は、これまでの実費相当分を参考にしている。</p>
<p>(菅野 静華 委員)</p> <p>使用料は学校毎に歳入として入るのか、市に一括して入るのか。</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>市に一括して入るものである。</p>
<p>(今田 真美 委員)</p> <p>減免することについて、減額と免除はどう分かれ</p>	<p>(教育政策室長)</p> <p>先ほど幡野委員の質問にてお答えした団体は免</p>

質 疑	応 答
<p>ているのか。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>運動場について、学校施設を開放することにより、表面がデコボコになるなどの影響は</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>(ふじしま ともこ 委員)</p> <p>ルールを作ることは大切であるが、学校は教育の場であり使用料を徴収して貸し出すことは反対である。</p> <p>(荻野 梓 委員)</p> <p>これまで学校施設は無料で貸し出していたが、公民館やスポーツ施設等は使用料を徴収していることを考えると、辻褄が合わない。各学校長の判断で対応に差があり、利用者が固定されていたり、学校が対応に苦慮するなどの問題もある。学校を管理し貸出する側からも、利用する側からも公平で統一的なルールが望まれている。中学校の体育館の空調については使用料を支払ってでも使用したいとの要望もあり、熱中症予防を考えても空調を利用した方がよいことは周知の事実である。物価高騰や施設の</p>	<p>除、その団体に所属加盟している団体などが使用する場合は2分の1の減額をする予定である。</p> <p>(教育政策室長)</p> <p>② これまでも運動場は学校施設開放で使用しており、影響は少ないものと考えている。</p>

質 疑	応 答
<p>維持費、修繕費も高騰しており、学校施設の開放でメンテナンスの必要性も高くなり、使用料を徴収することでそれらの費用に充てられる。このようなことからこの仕組みは全体的に必要なと考え賛成する。</p> <p>(今田 真美 委員)</p> <p>空調の使用料については賛成するが、その他すべての施設に関して使用料を徴収するのは、市民の生活が苦しい中で、楽しみを奪ってしまうことになりかねないため反対する。</p> <p>(幡野 茂 副委員長)</p> <p>施設の使用を繰り返すことにより、施設や付帯設備の劣化の進行が早まり、古い施設については顕著に老朽部分が現れることがあり補修や修理の時期を早めることになる。今回の使用料の徴収については、受益者負担の原則から特に問題があるものとは考えられないことから賛成する。</p> <p>(菅野 静華 委員)</p> <p>空調を使用することについての要望もあり、施設の適切な管理についても現状は足りていないものとする。市として新たな収入を工面することで、適切に学校施設を管理し利用することは利用者に</p>	

質 疑	応 答
<p>とって管理する学校にとっても必要なものと考え賛成する。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

# 環境経済文教常任委員会質疑応答概要

(令和7年12月市議会定例会)

学校教育部 学務課

質 疑	応 答
議案第227号 川口市学校施設の使用料に関する条例	
<p>&lt; 質 疑 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 討 論 &gt;</p> <p>なし。</p> <p>&lt; 採 決 &gt;</p> <p>起立者多数にて可決。</p>	

## 教育長報告（４）

川口市教育大綱（案）及び川口市教育振興基本計画（案）に係るパブリック・コメントの結果概要について

- 1 パブリック・コメント実施期間  
令和7年11月10日（月）～令和7年12月10日（水）までの31日間
- 2 意見提出者  
なし
- 3 意見数  
0件
- 4 結果公表方法
  - （１）市ホームページに掲載
  - （２）教育総務課及び市政情報コーナーに配架
  - （３）広報かわぐち（令和8年2月号）に実施結果概要を掲載

## 教育長報告（7）

### 川口市公民館運営審議会委員の解嘱について

公民館名	氏名	委嘱年月日	条例第3条 該当名	解嘱年月日
上青木公民館	大谷 弘尚	令和6年7月1日	社会教育関係者	令和7年3月31日
戸塚公民館	加藤 久美子	令和6年7月1日	家庭教育の向上に資 する活動を行うもの	令和7年11月30日

## 教育長報告（8）

川口市子ども読書活動推進計画（案）に係るパブリック・コメントの結果概要について

- 1 パブリック・コメント実施期間  
令和7年11月1日（土）～令和7年11月30日（日）までの30日間
- 2 意見提出者  
なし
- 3 意見数  
0件
- 4 結果公表方法
  - （1）市ホームページに掲載
  - （2）市政情報コーナーに配架
  - （3）広報かわぐち（令和8年1月号）に実施結果概要を掲載

# 教育長報告（10）

## 令和7年度 川口市優秀教職員表彰被表彰者について

### れんたつの部（50歳以上の部）

番号	氏名	性別	経験年数	職名	学校名	推薦の概要
1	贄田 尚美	女	17	教諭	本町小学校	学校運営 特別支援教育
2	村上 綾	女	20	教諭	戸塚小学校	特別支援教育
3	福地 智子	女	30	教諭	仲町中学校	教科指導 (国語・特別の教科道徳)
4	菊地 孝至	男	30	教諭	川口市立高等学校	教科指導（音楽）

### 中堅の部（50歳未満の部 中堅教諭等資質向上研修修了以後）

番号	氏名	性別	経験年数	職名	学校名	推薦の概要
5	坂本 巧	男	15	教諭	青木中央小学校	学校運営 教科指導（全般）
6	福田 絵美	女	15	教諭	根岸小学校	学校運営 生徒指導
7	吉田 豪	男	19	教諭	朝日西小学校	教科指導 (総合的な学習の時間)
8	阿部 佳恵	女	16	教諭	八幡木中学校	学校運営 教科指導（数学）

### はつらつの部（50歳未満の部 中堅教諭等資質向上研修修了以前）

番号	氏名	性別	経験年数	職名	学校名	推薦の概要
	推薦者なし					

※経験年数は、令和8年3月31日時点で計算

# 教育長報告（11）

## 卒業（園）式及び入学（園）式について

### 1 令和7年度川口市立学校（園）卒業（園）式

	月 日（曜）	開式時刻 （予定）	式 場
幼 稚 園	3月18日（水）	午前10時	自 園
小 学 校	3月24日（火）	午前10時	自 校
中 学 校	3月13日（金）	午前10時	自 校
川口市立高等学校 附属中学校	3月14日（土）	午前10時	自 校
芝西中学校陽春分校 （夜間中学）	3月12日（木）	午後 6時	自 校
川口市立高等学校（全）	3月13日（金）	午前10時	自 校
川口市立高等学校（定）	3月13日（金）	午後 6時	自 校

### 2 令和8年度川口市立学校（園）入学（園）式

	月 日（曜）	開式時刻 （予定）	式 場
幼 稚 園	4月 9日（木）	午前10時	自 園
小 学 校	4月 8日（水）	午前11時	自 校
中 学 校 （附属中含む）	4月 8日（水）	午後1時30分	自 校
芝園学園中学校 陽春分校（夜間中学）	4月 9日（木）	午後 6時	自 校
川口市立高等学校（全）	4月 8日（水）	午後 2時	自 校

## 地域教育支援センターについて

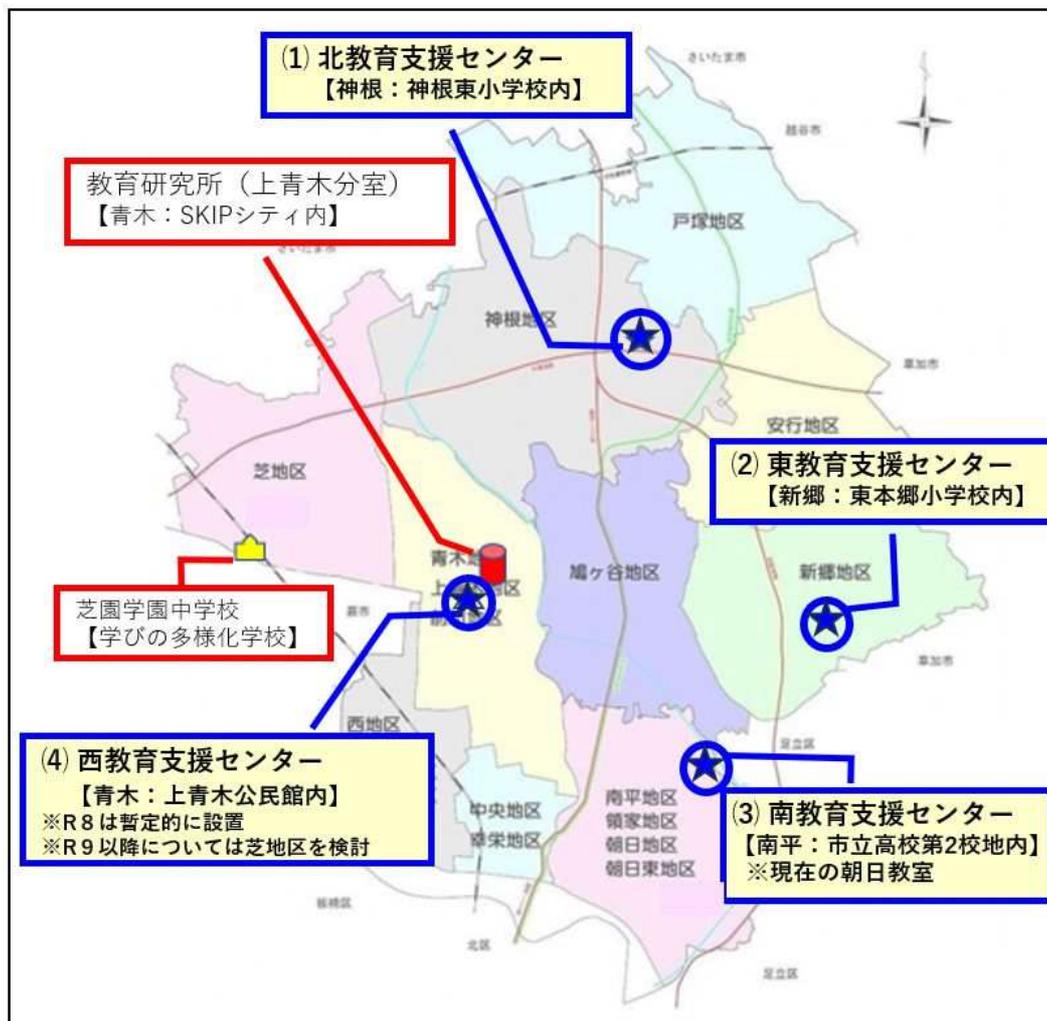
### 1 地域教育支援センターについて

芝園分室と朝日教室の2か所で実施していた「教育支援センター」を、教育研究所芝園分室の移転を機に、令和8年度から「地域教育支援センター」として市内4か所に展開して実施する。

### 2 設置場所について

- (1) 北：神根東小学校
- (2) 東：東本郷小学校
- (3) 南：川口市立高等学校第二校地（現在の朝日教室）
- (4) 西：上青木公民館（週2日程度開設）

※ 西の上青木公民館については暫定的な場所とし、R9以降については芝地区の公民館や学校を検討する。



# 教育長報告（15）

## 令和7年度全国健康づくり推進学校表彰について

### 1 趣旨

生涯を通じて、よりよく健康を保持増進するためには、幼少年期からの生活習慣や環境など健康的な生活行動が大きく影響することから、学校における健康教育、健康管理は重要である。

このような観点から、学校と家庭、地域社会と連携を図り積極的に健康づくりを推進し、成果を挙げている学校を表彰し、もってその充実・普及を図るもの。

### 2 主催

公益財団法人 日本学校保健会

### 3 推薦の経緯

令和6年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰の結果より、埼玉県教育局県立学校部保健体育課が埼玉県推薦校を決定するもの。

埼玉県推薦校決定にあたり、選考のための実地視察等を実施し、埼玉県推薦校に川口市の小学校1校が選出された。

### 4 受賞校 優良校 桜町小学校（校長 齊藤 敦史）

他 小学校28校

### 5 受賞校の特色ある取組

#### 【桜町小学校】

目指す学校像を『子供たちの笑顔が輝く学校 ～3つの笑顔（学ぶ笑顔、人と関わる笑顔、健康で安心して過ごせる笑顔）の実現～』とし、様々な実践を行っている。

特色ある取組の一例

- 関連教科（体育科、家庭科、道徳等）や特別活動等において健康教育を要とした保健教育を実施している。（基本的生活習慣の確立・体力向上・心の健康教育・安全教育等の推進）
- 様々な場面を想定した実効性のある避難訓練を計画的に実施しており、各種マニュアルも整備している。
- 地域学校保健委員会では、地域の健康課題である食に関することについて研究協議し、学校、家庭、地域が一体となり、児童の健康の保持増進に向けて取り組んでいる。

# 教育長報告（16）

## 川口市学校給食運営審議会への諮問について

### 1 諮問の経緯

令和8年度の学校給食費については、昨年9月に行われた令和7年度第1回川口市学校給食運営審議会において、食材価格の上昇が見込まれるものの、現状では学校給食費の改定を実施せず、献立等の工夫により学校給食を実施していくとの評価がなされた。

しかしながら、昨年11月から、学校給食で使用する主食価格が一部引き上げられ、また、12月下旬にはコメの市場平均価格が最高値を更新するなど、献立への影響が強く懸念される。

こうした状況下においても、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を今後も安定的に実施する必要があることから、学校給食費の改定について改めて審議いただくため、川口市学校給食運営審議会条例第2条の規定に基づき諮問を行った。

### 2 諮問日

令和8年1月16日（金）

### 3 諮問書

別紙（写）のとおり



学保発第106号  
令和8年1月16日

川口市学校給食運営審議会長 様

川口市教育委員会

### 学校給食費の改定について（諮問）

本市では、物価高騰の影響による食材費の値上げに対応し、かつ、学校給食の質や量を下げることなく安定的に学校給食を実施するため、令和5年4月、令和6年4月に学校給食費を改定いたしました。

一方で、保護者負担額については急激な負担増とならないよう、給食費改定後も令和6年9月までは従前の金額に据え置き、段階的な引き上げといたしました。

また、令和6年夏頃から生じたコメの価格高騰を含めた主食（米飯、パン等）価格の上昇に対応するため、令和7年度は学校給食費のうち主食費相当分を公費負担することで、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減に努めているところでございます。

こうした中、令和8年度の学校給食費に関しましては、昨年9月に開催いたしました令和7年度第1回川口市学校給食運営審議会において、食材価格の上昇が見込まれるものの、現状では学校給食費の改定を実施せず、献立等の工夫により学校給食を実施していくとの評価がなされております。

しかしながら、昨年11月から、学校給食で使用する主食価格が一部引き上げられ、また、12月下旬にはコメの市場平均価格が最高値を更新するなど、献立への影響が強く懸念されます。

つきましては、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた豊かな学校給食を今後も引き続き安定的に実施するため、改めて、学校給食費の改定について専門的見地から広くご審議いただきたく、川口市学校給食運営審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

## 協議事項（２）

川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）に係るパブリック・コメントの実施について

### 1 目的

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、今後の市内全域を対象とした学校再編を見据え、既存の基本方針の基準等を見直し、改定を進めるにあたり、広く市民からの意見等を参考にするため、以下のとおりパブリック・コメントを実施するもの。

### 2 募集期間

令和８年２月２日（月）～令和８年３月４日（水）

### 3 公開方法

- ①市ホームページへの掲載
- ②教育政策室及び市政情報コーナーでの公表

### 4 案文

川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）のとおり

### 5 意見提出方法

任意様式にて住所・氏名・連絡先（電話番号など）を明記の上、教育政策室へ送付（文書の持参、郵送、FAX、Eメール）

### 6 結果の公表

募集終了後、提出された意見等について公表する。

### 7 その他

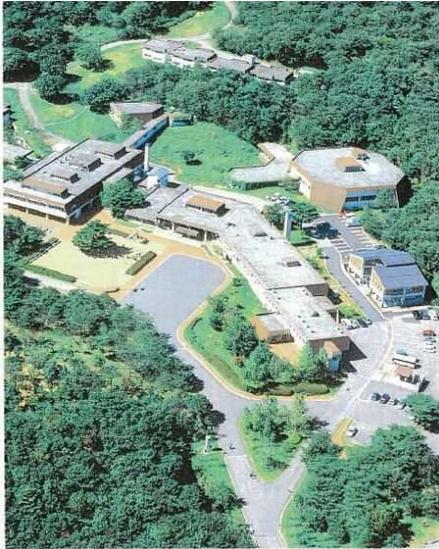
広報かわぐち（令和８年２月号）に、意見募集についての記事を掲載。

大貫海浜学園に代わる宿泊施設について

指導課

# 国立那須甲子青少年自然の家

（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）  
福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1



**体験活動:** 山を中心とした自然体験  
**移動時間:** 約3時間（2時間半+休憩）  
**業務負担:** 活動マニュアルあり  
**宿泊費:** 2泊3日6000円+交通費  
**安全面:** 津波の心配なし 夜間警備員常駐  
**日程:** 学校の希望により決定  
**実績:** 足立区、草加市、大学、少年団等

## 茶臼岳登山 (日本百名山 標高1915m)



## あぶくま川源流探検



## 川遊び



## 野外炊事(カレー作り)



## キャンプファイヤー・キャンドルファイヤー



屋外



屋内

雨天時の活動: 屋内に振替可 (屋内炊事・体育館でのレク活動等)  
周辺施設: 那須どうぶつ王国 那須平成の森 会津高原スキー場

## 宿泊部屋 (2段ベッド)



## 大浴場



## バイキング形式の食事



## 近隣病院

※緊急時は現地公用車使用可

病院名	診療科目
白河厚生総合病院 (☎)	総合病院
かねこクリニック	整形外科・内科
いわしなクリニック	内科
にしごうキッズクリニック	小児科
音間記念病院 (☎)	内科・外科

※車で約20分 夜間診療対応

## 白河だるまの絵付け体験 (伝統工芸)



## 満天の星空観察



## 雪遊び

(スノーシューハイキング等)



## 今後のスケジュール

### 令和8年度

- ・1学期中にモデル校(令和9年度からは大貫に行かない学校)を決定
- ・夏季休業中にモデル校管理職と市教委で実施踏査実施

### 令和9年度

- ・モデル校による宿泊学習開始  
(モデル校の令和7年度の3年生が5年生になったときは、大貫海浜学園には行かない。)

### 令和10年度【大貫最終年度】

- ・モデル校による宿泊学習実施  
(モデル校の令和7年度の2年生が5年生になったときは、大貫海浜学園には行かない。)

### 令和11年度【新しい施設初年度】

- ・新しい施設による宿泊学習を**全校が実施**  
(全校の令和7年度の1年生が5年生になったときは大貫海浜学園には行かない)

## 議案第 1 号

川口市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

川口市公民館運営審議会委員に次の者を委嘱するため、川口市公民館運営審議会条例（平成 1 1 年条例第 4 8 号）第 3 条の規定により議決を求める。

### 記

#### 1 委嘱をする者

##### (1) 上青木公民館

	氏 名	現在の公職等	条例第 3 条該当名
1	佐藤 秀樹	上青木中学校 P T A 会長	社会教育関係者

##### (2) 戸塚公民館

	氏 名	現在の公職等	条例第 3 条該当名
1	坂本 満	下戸塚町会長	社会教育関係者
2	奥山 博子	戸塚てんとう虫 おはなしの会会員	家庭教育の向上に資する 活動を行う者

#### 2 任期

令和 8 年 1 月 2 3 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで（任期途中の委員の変更）

令和 8 年 1 月 2 3 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

### 議案第 3 号

川口市いじめ問題調査委員会委員を委嘱することについて

川口市いじめ問題調査委員会委員に次の者を委嘱するため、川口市いじめ問題調査委員会条例（平成 26 年条例第 83 号）第 4 条の規定により議決を求める。

#### 記

#### 1 委嘱をする者

	氏 名	所属・役職等	再・新
1	加々美 光	かがみ法律事務所弁護士	新任
2	吉武 尚美	順天堂大学国際教養学部准教授	新任
3	岡 嶋 浩志	春日部市教育相談センター 公認心理師	新任

#### 2 任期

令和 8 年 1 月 23 日から、委員会が川口市いじめ問題調査委員会条例第 2 条の諮問に対し最終的な答申を行う日まで

令和 8 年 1 月 23 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

## その他（１）

### 令和８年川口市はたちの集い結果報告

1. 日 時 令和８年１月１２日（祝）午前９時から午後２時まで
2. 会 場 川口オートレース場
3. 対象者 ５, ９８６人（男 ３, １３８人 女 ２, ８４８人）  
平成１７年４月２日から平成１８年４月１日までに出生した市内在住の男女
4. 記念品 三色ボールペン

#### 5. 参加者数等

	男	女	計
対象者数	３, １３８人	２, ８４８人	５, ９８６人
参加者数	３, ５１４人		
参加率	５８. ７%		

#### ※参考（前年）

	男	女	計
対象者数	３, １０５人	２, ７５９人	５, ８６４人
参加者数	１, ８８３人	１, ６９４人	３, ５７７人
参加率	６０. ６%	６１. ４%	６１. ０%

6. その他  
救護室利用者 計 １人

#### 7. 関係協力団体・協賛

川口茶道会  
川口市華道連盟  
並木雅の会  
特定非営利活動法人輝け盛人  
川口市立医療センター  
川口市社会福祉協議会（手話通訳）  
つなぐはたち  
川口警察署

## 小中学校の適正規模・適正配置に係る審議経過について

## (1) 適正規模・適正配置の概要

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進むなか、より良い教育環境の整備と充実した学校教育の実現を目的として、将来的に必要な学校数や在籍する児童生徒数を整理するとともに、長期的な計画に基づく市内全域を対象とした学校再編に向けて、市立小中学校の在り方を検討するもの。

## (2) 審議経過

## ア 川口市立小中学校在り方検討委員会

## (ア) 組織の概要

令和6年4月、以下について検討するための組織として、教育局内に設置

- a 小中学校の適正規模・適正配置並びに全市的な学校再編に関する方針、計画の立案及び策定に関すること
- b 川口市立小中学校在り方審議会の設置及び運営に関すること

## (イ) 検討経過（別添1）

令和6年度 7回

令和7年度 5回（令和8年1月末現在）

## イ 川口市立小中学校在り方審議会

## (ア) 組織の概要

教育委員会からの諮問に応じて答申を受けるため、条例に基づいて設置した審議機関

## (イ) 諮問内容

- a 市立学校の適正規模・適正配置に関する審議
- b 教育環境の整備に関して教育委員会が必要と認める事項に関する審議

## (ウ) 委員構成

学識経験者、知識経験者、市民、市立学校の校長、学校教育関係者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命した15人

## (エ) 審議スケジュール

令和6年10月1日	設置条例制定
令和7年1月28日	第1回審議会
	第2回～第4回審議会
令和7年8月20日	第1回中間報告（別添2）
	第5回、第6回審議会
令和8年2月中旬	第2回中間報告（予定）
	第7回～第10回審議会（予定）
令和8年12月下旬	答申（予定）

### (3) 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（改定版）（案）

#### ア 改定の背景

本方針は、平成 24 年に市立小中学校に在籍する児童生徒数の減少や地域による学校規模の偏り等に対応するため策定し、社会経済情勢や国が示す教育方針の変化に伴い、令和 2 年に 1 度目の改定を行なった。

改定後も、児童生徒数の減少は続くとともに、学校施設の老朽化は進んでいる状況である。加えて、近年では、持続可能な地域社会の構築に資することを目的に、学校以外の公共施設の有効活用を踏まえた施設マネジメントの観点からも、今後の学校の在り方に関する検討が必要な状況となっている。

こうしたことから、将来的な市内全体の学校再編を見据え、これまでの適正規模・適正配置に関する基準等を見直すため、2 度目の改定に取り組むもの。

#### イ 方針の概要

##### (ア) 改定の目的（別添 3・2 ページ）

市内全域を対象とする将来的な学校再編を見据え、適正規模・適正配置に関する基本的な事項を整理し、示すもの。

##### (イ) 主な追加点・変更点

###### a 適正配置に関する新たな基準の設定（別添 3・13、14 ページ）

通学区域（小学校区と中学校区の整理）

通学距離（小学生おおむね 1.5 k m、中学生おおむね 2 k m）

通学時間（小中学生ともにおおむね 30 分以内）

###### b 学校の存置を検討する基準の見直し（別添 3・15 ページ）

過小規模の基準に複数年該当し、翌年以降も継続して見込まれる学校については、統廃合等の検討を開始するもの。

###### c 学校再編の方向性に関する記載（別添 3・15 ページ）

通学区の調整や義務教育学校の設置、学校以外の公共施設との複合化等について、学校再編計画の策定に向けて方向性を示すもの。

### (4) 今後の適正規模・適正配置スケジュール

令和 8 年 2 月 2 日 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針改定案  
パブリックコメントの実施（令和 8 年 3 月 4 日まで）

令和 8 年 2 月 9 日 未来創造・教育力向上特別委員会

令和 8 年 3 月 18 日 令和 8 年第 5 回教育委員会定例会（予定）

令和 8 年 3 月 下旬 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針改定（予定）

令和 8 年 12 月 下旬 川口市立小中学校在り方審議会答申（予定）

令和 9 年 3 月 下旬 （仮称）川口市立小中学校再編計画・第 I 期地域プラン案（予定）

令和 9 年 9 月 月上旬 （仮称）川口市立小中学校再編計画・第 I 期地域プラン策定（予定）  
（仮称）地域連絡協議会の設置（予定）

令和 12 年 4 月 月上旬 学校再編期間（予定期間：令和 27 年 3 月までの 15 年間）

## 川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定について

## (1) 川口市教育大綱

## ア 改定の背景

平成 27 年 4 月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において教育大綱の策定が義務付けられたことに伴い、本市における教育の振興を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、平成 28 年 4 月に 5 か年計画として策定した。

その後、令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とした現行の計画は、第 2 期にあたる教育大綱に基づいて教育施策を推進しているが、今年度末をもって終了することから第 6 次川口市総合計画（案）との整合性を図りながら、社会動向の変化や本市の実情等を踏まえ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針等を改定するもの。

## イ 大綱の概要

## (ア) 基本理念（別添 1・1 ページ）

「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」

## (イ) 基本目標（別添 1・2～5 ページ）

- a すべてのこどもが学べる多様な環境づくり（2 施策）
- b こどもの成長をサポートする基盤づくり（3 施策）
- c 生涯学習・スポーツができる環境づくり（2 施策）
- d 歴史の継承と文化芸術の発信（2 施策）
- e 教育行政経営の基盤強化（1 施策）

※現行の教育大綱を継承しつつ、第 6 次川口市総合計画（案）との整合性を図るなど、本市の実情等を考慮したもの。

## ウ 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

## エ 改定スケジュール

- |                  |   |
|------------------|---|
| 令和 7 年 9 月 11 日  | 令和 7 年第 12 回教育委員会定例会                                    |
| 令和 7 年 9 月 17 日  | 市内小中学校児童生徒、市立高等学校生徒、保護者、教職員へのアンケート実施（令和 7 年 10 月 6 日まで） |
| 令和 7 年 10 月 21 日 | 令和 7 年度第 1 回川口市総合教育会議                                   |
| 令和 7 年 10 月 24 日 | 令和 7 年第 13 回教育委員会定例会                                    |
| 令和 7 年 11 月 10 日 | パブリックコメントの実施（令和 7 年 12 月 10 日まで）                        |
| 令和 8 年 1 月 23 日  | 令和 8 年第 1 回教育委員会定例会                                     |
| 令和 8 年 2 月 9 日   | 未来創造・教育力向上特別委員会   |
| 令和 8 年 3 月 18 日  | 令和 8 年第 5 回教育委員会定例会（予定）                                 |
| 令和 8 年 3 月 26 日  | 令和 7 年度第 2 回川口市総合教育会議（予定）                               |

## (2) 川口市教育振興基本計画

### ア 改定の背景

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び埼玉県の教育振興基本計画を参酌し、教育大綱の方針をより具体化するため、平成28年4月に教育委員会が策定した。

令和3年度から令和7年度を計画期間とした現行の計画は、今年度末をもって終了することから、教育大綱の改定内容を踏まえながら、社会動向の変化や本市の実情等も考慮し、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取り組み」等の内容を改定するもの。

### イ 計画の概要

#### (ア) 第1編「総論」(別添3・1～19ページ)

第1章から第4章で構成し、策定の背景と趣旨、本市を取り巻く社会動向と現状等を踏まえた本市の教育のめざすべき姿等について記載するもの。

#### (イ) 第2編「各論」(別添3・21～119ページ)

教育大綱(案)で定める5つ基本目標をそれぞれの章とし、10の施策を着実に推進するため、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取り組み」を明確にし、詳細に記載するもの。

#### (ウ) 第3編「計画推進にあたって」(別添3・121～129ページ)

計画の実現に向けた基本的な事項や、各施策を計画的に推進するため、25の指標を選定し、点検・評価の体制を記載するもの。

### ウ 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

### エ 改定スケジュール

令和7年9月11日	令和7年第12回教育委員会定例会
令和7年9月17日	市内小中学校児童生徒、市立高等学校生徒、保護者、教職員へのアンケート実施(令和7年10月6日まで)
令和7年10月21日	令和7年度第1回川口市総合教育会議
令和7年10月24日	令和7年第13回教育委員会定例会
令和7年11月10日	パブリックコメントの実施(令和7年12月10日まで)
令和8年1月23日	令和8年第1回教育委員会定例会
令和8年2月9日	未来創造・教育力向上特別委員会
令和8年3月18日	令和8年第5回教育委員会定例会(予定)
令和8年3月26日	令和7年度第2回川口市総合教育会議(予定)
令和8年4月1日	令和8年第6回教育委員会定例会(予定)

## 横曽根公民館・横曽根図書館建設事業について

## （1）事業概要

西川口公民館・横曽根公民館及び横曽根図書館建設事業について、令和8年2月の開館に向けて、令和5年度からの3カ年継続事業により、改築工事を実施した。

## （2）工事概要

- ア 工事名 仮称西川口・横曽根公民館・横曽根図書館改築工事
- イ 工事場所 川口市西川口 5-2-1
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て
- エ 規模 建築面積 2,195.13 m<sup>2</sup>  
延床面積 4,762.28 m<sup>2</sup>  
高さ 17.38 m
- オ 施設概要 図書館  
1階：一般書コーナー、閲覧スペース、  
子どもの本コーナー、事務室 ほか  
2階：書庫、会議室 ほか  
公民館  
2階：講座室、ホール、事務室 ほか  
3階：視聴覚室、会議室、料理自習室 ほか
- カ 期間 令和5年9月28日から令和7年11月28日まで
- キ 受注者 工事監理：株式会社奥野設計  
建築工事：川口土木建築工業株式会社  
電気工事：高山電設工業株式会社  
設備工事：アペック・安藤特定建設工事共同企業体
- ク 事業費 3,165,984,800円（工事監理委託料、工事請負費）

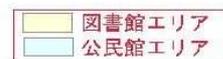
横曽根公民館・横曽根図書館建設事業 配置図、平面図

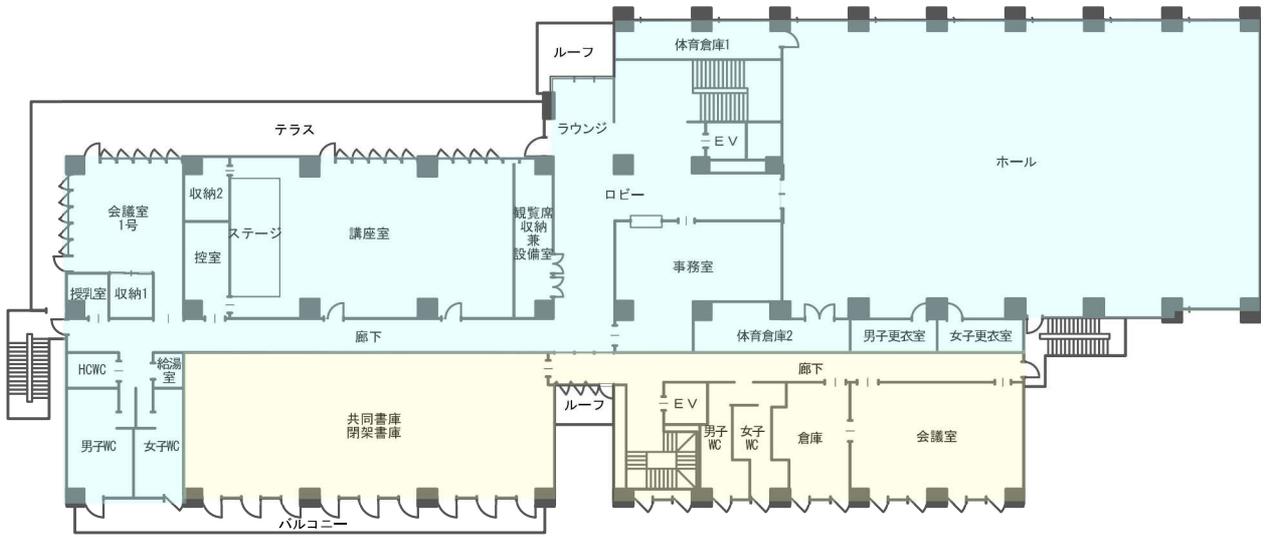


配置図

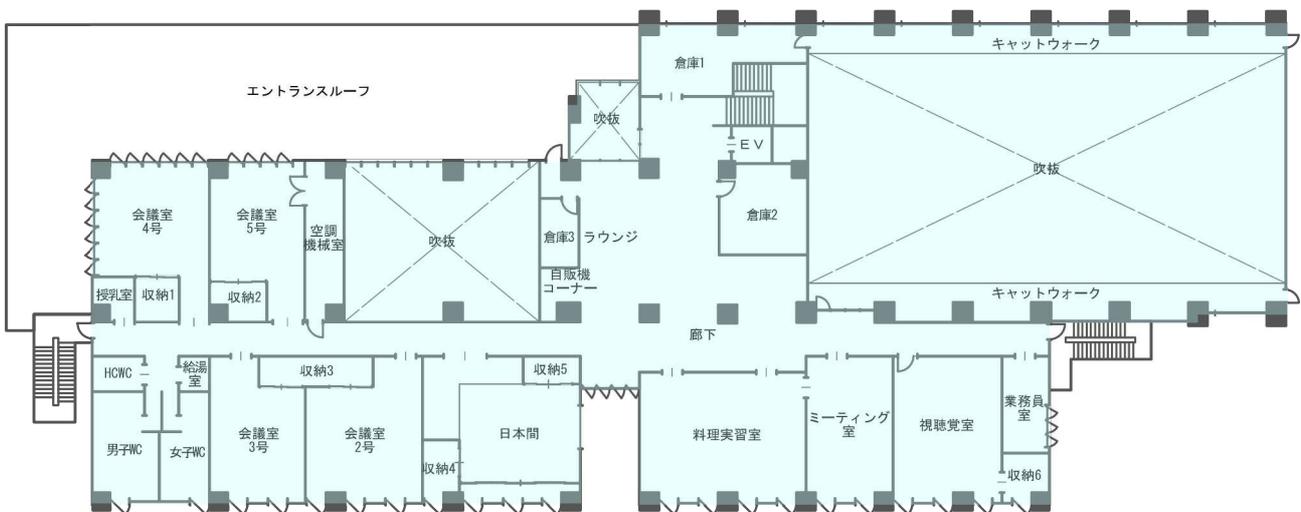


1階平面図





2階平面図



3階平面図



## 川口市子ども読書活動推進計画の改定について

## (1) 川口市子ども読書活動推進計画

## ア 改定の背景

子どもの読書活動を推進することを目的に、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市では、平成15年10月に「川口市子ども読書活動推進計画」を策定、その後、2度の改定を行い、継続的に取り組みを進めてきた。

現在、「第6次川口市総合計画（案）」の策定及び「川口市教育大綱」・「川口市教育振興基本計画」の改定が進められていることから、これらの計画・大綱との整合性を図るとともに、国・県の動向や時代の変化を踏まえ、改定するもの。

なお、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものであり、子どもが成長していく過程で大変重要である。

一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大や、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもの読書活動にも影響を与えている。

この計画は、次世代を担う子どもたちが進んで読書を楽しみ、自らの人生を豊かにできるよう、読書環境の整備・充実に努めるもの。

## イ 計画の概要

## (ア) 第1章 計画策定の背景（別添1・1ページ）

1 計画の策定にあたって、2 国・県の動向、3 本市の子どもの読書状況と課題

## (イ) 第2章 基本の方針（別添1・3ページ）

1 計画の位置づけ、2 計画の期間と対象、3 計画の指標、4 基本の方針

## (ウ) 第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

（別添1・5ページ）

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

## (2) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## (3) 改定スケジュール

令和7年9月9日 第1回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会専門部会

令和7年10月2日 第1回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会

令和7年10月24日 令和7第13回教育委員会定例会

令和7年11月1日 川口市子ども読書活動推進計画素案についての意見募集  
～30日（パブリックコメント）の実施

令和7年12月10日 第2回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会専門部会

令和7年12月22日 第2回川口市子ども読書活動推進計画検討委員会  
令和8年1月1日 意見募集結果の公表  
令和8年1月15日 川口市立図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会  
令和8年2月9日 未来創造・教育力向上特別委員会  
令和8年3月18日 令和8年第5回教育委員会定例会（予定）

いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ対応教員研修会

- (ア) 日時及び場所 令和7年10月10日（金） 午後3時  
川口市役所第二本庁舎 2601ABC会議室
- (イ) 対象者 市立小・中・高等学校のいじめ対応教員 82人
- (ウ) 研修内容 講師 市教育委員会指導主事（生徒指導担当）
  - ・本市の現状及び対応等について
  - ・事例研修及びグループ協議

イ 川口の元気 第20回いじめゼロサミット

- (ア) 日時及び場所 令和7年12月22日（月） 午後2時30分  
埼玉県産業技術総合センター
- (イ) 参加者 市立小・中学校代表児童生徒 各1人
- (ウ) 第20回テーマ 「なぜ、いじめはなくなるらない？」
- (エ) 内容
  - ・いじめ予防授業  
講師 大東文化大学特任教授 渡辺 雅之 氏
  - ・研究協議（グループ協議）
  - ・感想等発表
  - ・指導講評

ウ いじめ問題対策協議会

- (ア) 日時及び場所 令和8年1月23日（金） 午前10時  
川口市役所第二本庁舎 2601A会議室
- (イ) 参加者 いじめ問題対策協議会委員
- (ウ) 内容
  - ・本市におけるいじめの発生状況等について
  - ・いじめ防止対策の強化について
  - ・本年度の協議会の提言について

(2) いじめ問題に関する調査状況

今回報告する6事案のうち、2事案については、いじめ問題調査委員会を設置しており、調査継続中である。

残りの4事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	調査委員会等の対応状況	事案の状況
8	いじめ問題調査委員会不要	終結
9	いじめ問題調査委員会不要	終結

10	いじめ問題調査委員会設置	継続中
11	いじめ問題調査委員会不要	終結
12	いじめ問題調査委員会設置	継続中
13	いじめ問題調査委員会不要	終結

## ア 事案 10 について

### (ア) 経緯

令和 6 年 12 月 3 日、A から学校へ、「汚い扱いをされる」「椅子を蹴られる」などの行為を受けていると A からの訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年 12 月 4 日、A 保護者及び A から「学校へ行きたいという意向はあるが、また暴力をふるってしまうかもしれないので教室には入りづらい」との訴えがあった。

令和 7 年 5 月 23 日、学校が実施した生活アンケートに、A が「1 年生の 4 月から 2 年生の 12 月までの間、からかひやいじりなどがあつた。」との記載があつた。

同年 6 月 2 日、A 保護者から学校に「1、2 年生時のことを踏まえて、いじめ重大事態として取り上げて欲しい。」との手紙が届いた。

同日、市教育委員会は学校から本事案について報告を受け、いじめ重大事態としての判断をする場合は、市教育委員会へ報告するよう指示した。

同年 6 月 24 日、市教育委員会は学校から、「A がいじめにより、心身に重大な被害が生じた疑いがあり、いじめの重大事態と判断する。」との報告を受け、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

### (イ) 調査状況

令和 6 年 12 月 3 日、学校は A 及び B に聞き取りを行い、A から B への暴力行為、B から A が嫌がると思ひ、故意に A に対して話しかけたことを確認した。

令和 7 年 5 月 27 日、学校は A に聞き取りを行い、C、D、E、F からいじられたことや誰が書いたかは不明であるが A の名前が書かれたラブレターを学級内に回されたことを聞き取つた。

### (ウ) その後の状況

令和 7 年 6 月 24 日、学校から A 保護者に、本事案についていじめ重大事態として対応することの説明を行なつた。

同年 6 月 30 日、校長及び教頭は、A 保護者との面談を行い、いじめ重大事態調査体制に関する説明をした。

同年 7 月 1 日、学校の対応への不信感があることから重大事態調査体制に関する意見書が A 保護者から提出され、調査主体の決定や調査委員の選定についての要望があつた。

同年 7 月 9 日、就学支援委員会にて 2 学期から通級指導教室への参加が決定した。

同年 7 月 17 日、学校が市教育委員会の担当者同席のもと、A 保護者に改めていじめ重大事態調査体制の説明を行い、いじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望する旨の意向確認書が提出された。

同年 10 月 20 日、重大事態の主体を学校から学校の設置者（市教育委員会）に変更した。

調査委員会の調査委員の選定については、A 保護者の強い要望により時間を

要していたが、令和8年1月16日時点で、弁護士、大学准教授、公認心理師の3名から内諾を得ている。

同年1月20日時点でAの欠席は1日であるが、別室でオンライン授業を受けている。

## イ 事案12について

### (ア) 経緯

令和7年6月20日、A保護者から学校へ、「昨日、Aが文鎮をたたいて音を出していたところ、Bから『うるさい』と言われた。その際、Bが『Aが悪いと思う人』と周囲の児童にも尋ねる行為があり、嫌な思いをした。」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。

同年6月26日、Aから学校へ、「女子が着替えている教室のドアを開けてしまったところ、Bから『いけないんだよ』と指摘してきた。非常に嫌だった。」との訴えがあった。

同年7月1日、Aから学校へ、「掃除の時間に椅子を運んでいたら、Bから『なんで椅子しか運んでないの』と指摘された。嫌だった。」との訴えがあった。2学期に入ってから、Aの遅刻や早退、欠席が増えた。

同年11月20日、A保護者から学校へ、適応反応症の診断書が提出された。

同年11月25日、市教育委員会は学校から、上記の内容及びAの欠席日数が29日であるとの報告を受け、いじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

### (イ) 調査状況

令和7年6月20日、学校はA及びBに聞き取りを行い、事実を確認し、指導した。BからAへの謝罪があった。

同年6月26日、学校はA及びBに聞き取りを行い、事実を確認し、指導した。BからAへの謝罪があった。

同年7月1日、学校はA及びBに聞き取りを行い、事実を確認し、指導した。BからAへの謝罪があった。

### (ウ) その後の状況

令和7年11月28日、学校はA保護者にいじめ重大事態として対応することについて説明を行なった。

同年12月1日、A保護者から学校に、調査委員会の立ち上げを希望する旨の意向確認書が提出された。

同日、市教育委員会は学校からA保護者の意向に関する報告を受け、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置する判断をした。

同年1月20日時点で、Aの欠席は47日である。